

第五章 鹿島踊関係文献資料

第一節 湯河原町の鹿島踊関係文献資料

※史料中■記号は翻刻不可の箇所、あるいは□で囲った箇所は推定翻刻箇所。

〔一〕内は、湯河原町史編集におけるルビ。〔二〕内は本報告書利用者のため補記した。

原典から翻刻した文書については、翻刻者が訓点、句読点を補記した。

1 吉浜 近世の文書

(1) 文化九年 祭礼届

文化九年吉浜村の鎮守祭礼に若者のけんかが起こる

乍^レ恐以^ニ書付^一御届奉^ニ申上^一候御事

一私抱当村鎮守牛頭〔ごごづ〕天王来ル十四日例年之通祭礼執行昭和四十七年八月二日仕候^ニ付、神輿浜下并屋台壱つ・花出し八本鹿嶋踊仕候^ニ付、此段乍^レ恐書付^ヲ以御届奉^ニ申上^一候。以上

文化九

(吉浜・鈴木文書)

【出典】『湯河原町史(原始・古代・中世・近世資料編)』一 六〇五―

六〇六頁(※一部訂正あり)

(2) 文化十一年 祭礼届

祭礼隔番者去^ル文化十四年^方也。此書付^ニ而相済為心得控置申候 大和

乍^レ恐以^ニ書付^一御届奉^ニ申上^一候御事

一私抱当村鎮守氏神来^ル十四日例年之通祭礼執行仕候^ニ付、神輿浜下^并屋台壱花出八本奴行列式拾人差出申候^ニ付此段乍^レ恐書付^ヲ以御届奉^ニ申上^一候。以上

文化十一年^戌年六月九日

吉浜村

神主鈴木大和進印

寺社御奉行所様

右当村神主鈴木大和進御届奉^ニ申上^一候通、相違無^ニ御座^一候。依^レ之乍^レ恐私共奥印仕奉^ニ差上^一候。以上

文化十一年^戌年六月九日

吉浜村

名主彦右衛門

与市

又八

与平治

【出典】『相模国足柄下郡吉浜村 素鷲神社文書(湯河原町)』神奈川県立公

文書館寄託

(3) 文政六年 祭礼届

文政六年六月吉浜村神主の雨乞い祈禱を記録する

文政六年六月吉浜村雨乞いの記

文政六^{癸未}六月三日より雨乞祈禱執行、三日目硯石江龍天尊神勸請致し、供物備江、雨祈候得共、三日目雨不^レ降、夫より七日祈禱執行相成、八日雨降、九日晴天、六日^二而^一祈禱執行仕舞、九日小田原江祭礼届ケ、十四日例年之通祭礼相仕舞、十五日より廿二日迄大風^三而^二車軸ヲ流ス。

文政六^未六月廿四日記之置

鈴木 大和

(吉浜・鈴木文書)

【出典】『湯河原町史(原始・古代・中世・近世資料編)』一 六一七頁(※)

前半部省略・一部訂正あり)

(4) 天保一二年 祭礼届

熨斗

進上

乍^レ恐以^二書付^一御届奉^二申上^一候御事

一私抱当村鎮守牛頭天王祭礼例年六月十四日^二御座候処、御石御用^三付日延^二相成来^ル当月十四日神輿浜下り引屋台二ツ・花出し八本奴行列式拾人鹿嶋踊仕候^二付、此段乍^レ恐以^二書付^一御届奉^二申上^一候。以上

吉浜村

天保十二^{辛丑}

神主

九月

鈴木甲斐亮

寺社御奉行所様

右当村神主鈴木甲斐亮奉申上候通相違無御座候依之乍恐私共奥印仕奉差上候以上

天保十二^{辛丑}

吉浜村

組頭

九月

徳兵衛

寺社御奉行所様

亮

【出典】『相模国足柄下郡吉浜村 素鷲神社文書(湯河原町)』神奈川県立公文書館寄託

(5) 嘉永七年 祭礼届

同年「嘉永七年」六月牛頭天王祭礼につき届け

乍^レ恐以^二書付^一御届奉^二申上^一候御事

一当村氏神牛頭(ごづ)天王祭礼之儀、来ル十四日当日御座候処、当年之儀も神輿浜下り花出八本差出・引屋台・奴行列・鹿嶋踊等者相休申候^二付、此段乍^レ恐書を以御届奉^二申上^一候。以上

嘉永七^{甲寅}年

吉浜村

六月

名主

山崎金五右衛門様

組頭

嶋村 又市様

百姓代

男沢 茂太夫様

(吉浜・鈴木文書)

【出典】『湯河原町史（原始・古代・中世・近世資料編）』一 七〇六頁（※

一部訂正あり）

（6）安政二年 祭礼届

同年同月「安政二年六月」牛頭天王祭礼につき届け

乍_レ恐以_二書付_一御届奉_二申上_一候御事

下ヶ札屋台引候義者不_二相成_一候_二付、本文之通筆入差遺候。

尤据置はやし等不_レ苦儀_二付、心得迄附札致遺候。

一当村氏神牛頭天王祭礼之儀来ル十四日例年之通神輿浜下り・引屋台据置・

花出し八本、為_二行列_一式拾人鹿嶋踊等仕候_二付、此段乍_レ恐以_二書付_一御届

奉_二申上_一候。以上

安政_二乙卯年

吉浜村

六月

名主

嶋村 又市様

組頭

山崎金五右衛門様

百姓代

（吉浜・鈴木文書）

【出典】『湯河原町史（原始・古代・中世・近世資料編）』一 七二〇頁（※

一部訂正あり）

（7）安政三年 祭礼届

同年「安政三年」六月牛頭天王祭礼につき届け

乍_レ恐以_二書付_一御届奉_二申上_一候御事

一当村氏神牛頭天王祭礼之儀来ル十四日例年之通神輿浜下り・引屋台据置・

花出し八本・奴行列_二式人_一鹿嶋踊等仕候_二付、此段乍_レ恐以_二書付_一御届

奉_二申上_一候。以上

安政_三丙辰年

吉浜村

六月

役人印

嶋村 又市様

鈴木藤兵衛様

（吉浜・鈴木文書）

【出典】『湯河原町史（原始・古代・中世・近世資料編）』一 七三九頁（※

一部訂正あり）

（8）安政四年 祭礼届

同年同月「安政四年六月」牛頭天王祭礼につき届け

乍_レ恐以_二書付_一御届奉_二申上_一候御事

一当村氏神牛頭天王祭礼之儀来ル十四日例年之通神輿浜下り、引屋台据置、

花出し八本、奴行列式拾人、鹿嶋踊等仕候_二付、此段乍_レ恐以_二書付_一御届

奉_二申上_一候。以上

安政_四丁巳年六月

吉浜村

嶋村 又市様

役人

柳川 連治様

鈴木藤兵衛様

牧野又兵衛様

鈴木 謙八様

(吉浜・鈴木文書)

【出典】『湯河原町史(原始・古代・中世・近世資料編)』一七六一頁(※

一部訂正あり)

(9) 安政五年 祭礼休年届

同年同月「安政五年六月」鎮守牛頭天王祭礼休年につき届け

乍_レ恐以_ニ書付_ニ奉_ニ申上_ニ候御事

一私抱当村鎮守牛頭天王来ル十四日例年祭礼執行仕候所、当年之儀_者世上穀高直_ニ付、氏子中一流(統)休年仕度、尤神輿洗五穀成就之祈願等仕候_ニ付、此段乍_レ恐以_ニ書付_ニ御届奉_ニ申上_ニ候。以上

安政五_戊年六月

神主

鈴木甲斐亮

寺社御奉行所様

右当村神主鈴木甲斐亮御届奉_ニ申上_ニ候通相違無_ニ御座_ニ候。依_レ之乍_レ恐私共奥印仕奉_ニ差上_ニ候。以上

安政五_戊年六月

吉浜村

名主

寺社御奉行所様

組頭

(裏表紙)

土肥吉浜村

役場

(吉浜・鈴木文書)

【出典】『湯河原町史(原始・古代・中世・近世資料編)』一七七九頁

(10) 安政六年 祭礼休年届

『安政五年七月吉日 願書届ヶ書萬之控』

乍_レ恐以書付御届奉申上候御事

一当村氏神牛頭天王祭礼之義例年之通来_ル十四日_ニ御座候所米穀高直之時節柄村方困窮_ニ御座候_ニ付当年之義者相休申度奉存候_ニ付此段乍_レ恐以書付御届奉申上候以上

吉浜村

安政六_{己未}年六月

名主

組頭

百姓代

嶋村 又市様

柳川 連治様

鈴木藤兵衛様

牧野又兵衛様

鈴木 謙八様

【出典】『神奈川県立公文書館県史写真製本 湯河原町役場資料（門川湯河原町役場所蔵文書）』

(11) 文久元年 祭礼休年届

『安政五年七月吉日 願書届ヶ書萬之控』

乍恐以書付御届奉申上候御事

当村氏神牛頭天王祭礼之儀例年之通来^ル十四日^ニ御座候処米穀高直之時節柄村方困窮^ニ御座候^ニ付当年之儀者相休申度奉存候^ニ付此段乍恐以書付御届奉申上候以上

吉浜村

文久元^辛年六月

名主

組頭

百姓代

嶋村又市様

野崎快蔵様

柳川 連治様

牧野又兵衛様

鈴木 謙八様

【出典】『神奈川県立公文書館県史写真製本 湯河原町役場資料（門川湯河原町役場所蔵文書）』

(12) 文久二年 祭礼届

『安政五年七月吉日 願書届ヶ書萬之控』

乍恐以書付御届奉申上候御事

一当村氏神牛頭天王祭礼之儀来^ル十四日例年之通神輿浜下り引屋台式ツ花出し八本奴行列式^拾人鹿嶋踊等仕候^ニ付此段乍恐以書付御届奉申上候以上

文久二壬戌年

六月

吉浜村

名主

組頭

百姓代

五人様当

【出典】『神奈川県立公文書館県史写真製本 湯河原町役場資料（門川湯河原町役場所蔵文書）』

(13) 文久三年 祭礼休年届

文久三年六月吉浜村で鎮守祭礼の休年を届ける

乍恐以書付御届奉申上候御事

一私抱当村鎮守牛頭天王来^ル十四日例年祭礼仕候処、当年之儀^者氏子一統困窮^ニ付休年仕度尤於社中氏子安全五穀成就之祈願等計^者執行仕候^ニ付、此段乍恐以書付御願奉申上候以上

文久三^{癸亥}年六月

吉浜村

寺社御奉行所様

鈴木甲斐亮

右当村神主鈴木甲斐亮御届奉_ニ申上_一候通相違無_ニ御座_一候。依_レ之乍_レ恐私共奥印仕奉_ニ差上_一候。以上

文久三^{癸亥}年六月

吉浜村

名主 五右衛門

組頭 五郎左衛門

同 太兵治

同 定左衛門

同 半蔵

同 徳兵衛

寺社御奉行所様

(吉浜・鈴木文書)

【出典】『湯河原町史(原始・古代・中世・近世資料編)』一 八〇五―

八〇六頁

(14) 文久三年 祭礼休年届

『安政五年七月吉日 願書届ヶ書萬之控』

乍恐以書付御届奉申上候御事

一当村氏神牛頭天王祭礼之儀例年之通_リ來_ル十四日ニ御座候処米穀高直之時節柄村方困窮御座候ニ付当年之儀者相休申度奉存候ニ付此段乍恐以書付御

届奉申上候以上

文久三癸亥年 六月

吉浜村

六月

名主
組頭
百姓代

御掛り当

【出典】『神奈川県立公文書館県史写真製本 湯河原町役場資料(門川湯河

原町役場所蔵文書)』

(15) 元治元年 祭礼届

『安政五年七月吉日 願書届ヶ書萬之控』

乍恐以書付御届奉申上候御事

一当村氏神牛頭天王祭礼之儀來_ル十四日古例之通神輿浜下リ村巡_リ引屋台式

ツ奴行列式拾人花出し八本鹿嶋踊等仕候ニ付此段乍恐以書付ヲ御届奉申上候以上

元治元^{甲子}年

吉浜村

六月

名主

組頭

百姓代

御掛_リ当

【出典】『神奈川県立公文書館県史写真製本 湯河原町役場資料(門川湯河

原町役場所蔵文書)』

(16) 慶應元年 祭礼休年届

相模国足柄下郡

吉浜村

『安政五年七月吉日 願書届ヶ書萬之控』

一当村鎮守村社素鷲神社本月廿日例祭ニ付神輿氏子中相巡神事祭典仕度候間
此段御届申上候也

乍恐以書付御届奉申上候御事

明治九年八月十二日

右 氏子 総代

小澤甚三郎 印

一当村氏神牛頭天王祭礼之儀例年之通来ル十四日ニ御座候処米穀高直時節柄

村用掛

小澤徳兵衛 印

村方困窮ニ御座候ニ付当年之儀者休年仕度奉存候ニ付此段乍恐以書付御届奉

祠掌

鈴木 齋 印

申上候以上

戸長

鈴木銀次郎 印

吉浜村

神奈川県権合野村靖殿

慶応元乙丑年

名主

右書面大区扱所江 貳枚小区扱所江 壹枚 差出シ聞届ノ上警察出張所江 壹枚是ハ

六月

組頭

村用掛或ハ補助ニテモ一名調印ノ上書面差出スベシ

百姓代

【出典】『神奈川県立公文書館県史写真製本 湯河原町役場資料（門川湯河

御掛リ五人当

原町役場所蔵文書』

【出典】『神奈川県立公文書館県史写真製本 湯河原町役場資料（門川湯河

原町役場所蔵文書』

(2) 明治一二年 祭典願

2 吉浜 近現代の文書

祭典願

第廿壹大区六小区

(1) 明治九年 祭典届

吉浜村

『明治九年二月ヨリ 書上控 事務取扱所』

一当村々社素鷲神社八月廿日例祭之処本年之儀者農業都合ニ抛リ本月十六日
祭典執行仕度旨御庁江奉願御許可相成候ニ付右願書御指令写相添へ此段御
届奉申上候也

祭典届

右村

第廿一大区六小区

明治十一年七月

村用懸 小澤徳兵衛

警察分署

御中

祭典願

第廿七大区六小区

吉浜村

一 当村々社素鷲神社八月廿日例祭之処本年之儀ハ農業都合ニ抛り本月十六日祭典執行仕度依テハ幟相立神輿渡御并什具引屋台式ツ花出シ八本相立神具取揃供奉仕度候間此段奉願候以上

明治十一年七月

右村

氏子総代	露木喜右衛門
同	向笠吉三郎
村用懸	小澤徳兵衛
祠掌	鈴木 齋
戸長	鈴木銀次郎
副戸長	杉本 田造

神奈川県権令 野村靖殿

書面願之通聞届候条最寄警察分署へ可届出候事

明治十一年七月十三日

神奈川県
川奈

(湯河原町役場文書)

【出典】『湯河原町史(近現代資料編)』二 五〇―五一頁

(3) 昭和九年 鹿島踊復活覚書

文藝部長 林 泰助

(1) 序

・氏神の祭典に村を擧げて歡喜の埒塙の中に解けこましむるものだ。神に對する眞摯なる信仰と自からの勞を慰むる為、宗教的儀式の形式をとつて往々秀れた郷土藝術の發生を見てゐる。

往時の吉濱に於ける鹿島踊り等其の最たるものであらう。

漆黒の烏帽子、清浄な白丁に着飾つて古典的なりズムに連れて舞ふ莊重、雄大な鹿島踊りへの思慕は支部役員の絶大な努力と區民各位の理解ある後援が、國粹復古思潮の流れに乗つて昭和九年夏、數十年の中断を復活することを得た。

(2) 準備

・昭和八年春 支部總會に(鹿島踊)復活の件、多數決に依り否決
・昭和九年四月二十一日、評議員、幹部合同の協議会に於て復活の件決定す。
・四月二十七日、支部總會に於て鹿島踊復活の本年祭典より舉行の件通知

・五月八日 支部長副支部長評議員、根府川に出張 十日より踊指導に来村の件決定す

註「昔時吉濱に於ける鹿島踊りの正統を継ぐのは片浦村根府川と伊豆初島との古老の言に依る」

・五月九日、支部總會に於て明十日より練習開始の件通知、並ニ役割決定

(3) 練習時代

・五月十日より全二十五日迄、五月三十日より六月三日迄根府川より青年支部長以下十数名教へに来る。

毎日午后八時より十一時迄青年會場にて練習す。

・六月二十二日、神社境内にて練習

・七月一日より數日間 毎夜根府川に練習に行く、

練習中各家々より毎夜、夜食を送られて会員一同感謝しつゝ一層練習を励む。

・區長、總代 支部長 評議員 各位の御努力により祭典の準備進む。殊に支部長 評議員各氏練習中会員を勉励され 会員又熱意を持ち非常な上達をみる。

(4) 祭典當日

・七月十三日 例祭の式直後、拜殿内（雨の爲）で踊一回

服装、警護は袴着用、踊奉仕者は白丁 烏帽子姿

行列は正しく青年會場より神社へ

・七月十四日、早朝（四時）拜殿内（雨のため）で「寢覺めの鹿島」一回

行列の先頭に立つ。

「東、地藏堂前」「青年會場前」「原の内藤七之助方前」「駿河銀行支店東隣」

「中部海岸」各半踊づゝ境内にて「おさめの鹿島」一回

支部長 露木 英男

副支部長 神保寅之助 常盤貞雄

評議員 淺田兵右エ門 齊藤和郎 小沢眞一

松野清太郎 小沢辰治 村上親義

小沢新太郎 青木秋由 力石律夫
小沢藤吉 井上藤夫 向笠利一
鹿島踊役割

警護 小沢藤吉 井上藤夫

根本延三 林 武藏

太鼓 大津祐男 内田由雄

小沢平作

鐘 杉山又治 内藤政雄

小沢恒遠 小沢包棟

三役 林 泰助 力石安久

井上敏平 君島松男

村上修平 力石勝仍

中踊 須藤友治 小沢鶴藏

岩本常雄 力石敬藏

力石武治 山本三郎

力石滝三

外踊 向笠貞雄 山本武夫 露木一雄

小沢孝一 高橋 繁 内藤隆治

吉垣相一 坂本一男 須藤祐治

高橋一男 小沢浩一 力石永治

鈴川浪之助 小沢鶴松 飛田竹松

起源／経過／この踊りは西湘殊に片浦筋一帶から東伊豆にかけて特異な郷土藝術として現存するものであり踊の名からして鹿島神宮を聯想するが霞ヶ

浦方面にはこの種の舞踊がないと聞く

歌詞は真鶴、鍛冶屋等に傳ふるものと共通するものが多い。

起源につき 源頼朝公云々の傳説を聞く。

神佛混合の思想を考察する可き歌詞、踊りの姿態及び抑揚に鎌倉時代の民謡と思推(科カ)される点多くふくまれた上より類推して大体鎌倉時代にその起源を持つものか？

鹿島踊 歌詞

千早振る 神々のイサミ(勇)なれば

ミロク(弥勒踊)めでたい

(一) 誠やら鹿島の浦に御祿(弥勒)お船が

ついたやら

(二) ともえ(鱸舳)には伊勢と

春日の中は鹿島の御社

(三) 天竺の雲のあい(間)から

十作ジウサク姫ヒメ(十三御ジウサン姫ヒメ)が米を蒔く

(四) 其の米コメを何と蒔ソノき候

御祿(弥勒)続きの米を蒔く

(五) 十七が澤に下りて

黄金びしゃくで水を汲む

(六) 水汲めば袖ぬれ候

たすきかけ さへ あいの十七

(七) 鹿島では稚児が踊る

御萬燈(護摩堂)では護摩をたく

(八)

(九) 天竺は誓が上下

たゝら ふむが聞ゆ

(十) 其のたゝらを何とふみ候

たゝら／＼とやつ ふむ。

(註) 括弧内は真鶴・鍛冶屋等のものと比較して参考までに)

吉濱に於ては約六十年前迄は傳へられた歴史があり、その廃止は鹿島、囃、両若衆の争ひが原因したとか聞く。

明治の末年復活の意見(この時鍛冶屋は復活)がありました、否決した。

吉濱の鹿島踊りは伊豆の初島と片浦村根府川に傳へられてゐる―との古老の言に依り本年迎えて復活することを得たのである。

— (完) —

【出典】『漁火』八 三〇―三四頁

(4) 昭和二八年 神奈川県文化財指定関係書類

昭和二十八年九月二十五日

神奈川県教育庁 足柄下出張所長印

神奈川県教育長殿

無形文化財助成措置申請書送付について

標記の件について 片浦町以西に於いて踊り継がれている「鹿島おどり」

の内 湯河原町門川、並びに吉浜町吉浜のものにつき文化財としての価値も高く衰滅のおそれもありますので 助成方申請書を添え送付いたします。

無形文化財助成措置申請書

一、名称

鹿島踊り

二、保存者の氏名及び住所

神奈川県足柄下郡湯河原町門川部落

三、創始及び沿革

不詳なれど四・五百年以前より伝わるものであると言はれている。

四、現況

二十五人制にて三役（をさたち）三名、黄金（柄杓）一名、歌上二名、中踊三名、廻り十六名にて踊るもので毎年八月十四・十五日の部落内八幡神社祭礼の時に、部落内の青年が踊るが、年々昔の踊り振りが見られなくなると古老達は歎いている。

五、用具の概要

着る物 — 白張（布白袴張）

被る物 — 烏帽子

履物 — 蒿草履（昔は裸足で踊ったとも云う）

持物 — 大鼓、鉦、黄金柄杓、へいぐし、団扇

六、申請の事由

昔ながらの唄い振りと、踊りの型を今尚こゝに伝へ残し往時の民俗を研究する一資料として高く評価されるべきものであると思はれる。今にして積極的に保護しなければ自然に衰亡する虞があるのでこゝに助成措置の申請を致します。

尚昭和二十七年に無形文化財の指定を受けた「熱海の鹿島踊り」より、着る物。及び踊る人の数より推定して年代が古く原形に近いと云われ

ている。

七、その他参考となる事項

歌上歌詞

- 1、オヒヤ ハマコトオホオホヨイゴヌオホクオホホオヨワマア スイホホ
ヘラニコホオオンヨオホホヘ
- 2、オヒヤ ハトメヨオホホヨイゴヌオホニエヘイ セエトスオホホヘスゴ
ホオンロ オホホヘ
- 3、オヒヤ ハヂウヂイヒヒチイゴヌオホクオホホオヨリワアエヌオホホ
ヘリテヘエンヨオホホヘ
- 4、オヒヤ ハミズクオホホヘデイゴヌオホホニエヘイ デヘガスオホホヘ
レソホオニロオホホヘ
- 5、オヒヤ ハテオヂイヒヒチイゴヌオホクオホホオヨワ
- 6、オヒヤ ハタタラアハハデイゴヌオホホニエヘイミイトクオホクオホホ
ヘミソホオンロオホホヘ
- 7、オヒヤ ハカシマアハハデイゴヌオホシイイヒエヘエエカモオガスオ
ホホヘドドホオンロオホホヘ
- 8、オヒヤ ハハヌヨオホホデイゴヌオホホニエヘイ ニイトクオホホヘキ
ソホオンロオホホヘ
- 9、オヒヤ ハテオジイヒヒチイゴヌオホクオホホオヨワデエグスオホホエ
イホホオンヨオホホヘ
- 10、オヒヤ ハソメヨオホホデイゴヌオホクオホホオヨウニイトクホホホヘ
キノホオンロオホホヘ

歌詞

一、ソウリヤミロウオホオホオクオフネヘガツウエエヘエエンゲイタイト

◎ 【歌上の歌詞が入る】

二、ソウリヤナカアハアハカシマアノオンヤシロ

【歌上の歌詞が入る】

三、ソウリヤコウガアハアハネキミヤマオデミヅヲクム

◎ 【歌上の歌詞が入る】

四、ソウリヤタアスウウフウフウキカキサアエヂユウウフウフアウングヒチ

【歌上の歌詞が入る】

★五、ソウリヤタアタアアハアハラフムガアナケコゴレル

◎ 【歌上の歌詞が入る】

★六、ソウリヤタアタアアハアハラタラアトヤツニフム

○ 【歌上の歌詞が入る】

七、ソウリヤゴウマアハアハアンドオデオノゴマオタエク

◎ 【歌上の歌詞が入る】

八、ソウリヤニイホオオホオオンゴキトエノゴマオタエク

★九、ソウリヤヂユウウフウフウサユヒメエワヨネオマエク

◎ 【歌上の歌詞が入る】

十、ソウリヤミイロウオホオホオクツツキイトヨネオマエク

踊りの動き

◎モドリ

★サオニナル

○サオガトケル

〔踊りの動きの記号は、記録者が変更した〕

昭和二十八年九月一日

足柄下郡吉濱町教育委員会㊦

神奈川縣教育委員会殿

無形文化財保存に対し助成申請について

本町の舞踊、鹿島踊りを無形文化財として保存いたしたいので御助成相願いたく左記関係書類を添えて申請いたします

記

(中略)

一、名称

舞踊、鹿島踊り

二、保存者の氏名及び住所

素鷲神社氏子会長 内藤作平

足柄下郡吉濱町吉濱一四六一番地

三、創始及び沿革

史籍の徴すべきものもなく記録もなく傳説もないので創始、沿革等を委しく知ることはできないが、これを研究しておる人達や古老の語るところを相合して見るに数百年前に、この地において祭典等の祭事の場合に最寄の青年が神前において踊りたるものと思はれる。

今を去る百余年前今の足柄下郡片浦村根府川に本町よりこれを傳えたる事実あり。

この為一時中絶しておりたるを十有年前再び復活し今日に至りたるものなり

四、現況

毎年七月十三、十四両日素鷲神社例祭に行事としてこれを行う（例祭日を変更することもある）

五、用具の概要

三役の持物（三人）黄金柄杓（「コガネビシヤク」）ためら棒

太鼓（一人）直径一尺位のもの 一ヶ

鉦（二人）直径二寸五分位のもの 二ヶ

内踊り外踊りの持物 幣束 十九

白丁（着衣） 二五着

六、申請の事由

西欧文化の進展に伴い古来日本文化は自然にその影をひそめるは誠に寒心に堪えないので当地古来より郷土色豊かな芸術として長井歴史をもつ尤も優れた舞踊、鹿島踊りを永久に保存し以って古い日本文化を後世に残さんとするため本申請をなすにいたりたるものなり

七、そのほか参考となる事項

歌詞添付

鹿島踊り歌詞

千年振る神々のイサミ（勇）なれば

ミロク（弥勒）踊 めでたい

一、誠やら鹿島の浦に御祿（弥勒）お船がついたやら

二、とも之（鱸舳）には伊勢と春日の中は鹿島の御社

三、天竺の雲のあい（間）から十作姫（十三御姫）が米を蒔く

四、其の米を何と蒔き候 御祿（弥勒）續きの米を蒔く

五、十七が澤に下りて黄金びしやくで水を汲む

六、水汲めば袖ぬれ候 たすきかけさへあいの十七

七、鹿島では稚児が踊る御萬燈（護摩堂）では護摩をたく

八、その護摩を何とたき候 日本御祈禱の護摩を

九、天竺は誓が上下 たたらふむが聞ゆ

十、そのたたらを何とふみ候 たたらたたらとやつふむ

【出典】「昭和二十八年 神奈川県文化財保護条例による指定申請書綴 社会教育課」綴『昭和28年度県文化財指定について他』

（5）昭和二十九年 県指定文化財関係書類

無形文化財

鹿島踊（永田）

全国的にみて非常に少い、神奈川県には、石橋辺十ヶ所、伊豆・熱海・

木の宮・鴨の宮の海辺十二ヶ所、

東京都小河内の一つ、静岡県一四年に一回づゝやる鹿島踊がある。横須賀

市長井一七月十五日、実演（非常にくずれたものではないかと思う。）

茨城県の北部には、昔はないと記憶している。

三重県、越後、記録にはあるが今は無いのではないか、

全国で廿五ヶ所ある中、その廿一ヶ所が神奈川県にある

静岡県海岸通りの細い海辺にあり、少くとも鹿島神社に関係があると思う。文政の頃鹿島神宮になくなっている。

石橋 今から約五十四年前石やさんが持つて行った、

鹿島踊の歴史としては新しい。

移住して来た人達の持つて来た踊ではないかと思われる。

厄病除け（悪魔拂）と理解している人が多い。

大ざっぱな考^えから云えば、鹿島立ち、即ち旅願に舞踊を用いた、琉球・

朝鮮・大島で昔、旅願の舞踊が島民により行われた。

万葉に、鹿島の神を祈る礼拝の舞踊がある、これは文献もないので大膽極まる推察かも知れない。

大きな一つの特色のある踊り方、四角・丸によって踊る踊り方、日本に無く、支那、朝鮮にある。

南方民族―琉球―等比較研究する事により、解釈がつく。のではないか。

それが^{神奈川}に廿一ヶ所も固っている^{とゆうのは日本舞踊としては珍しい。}

東京の小河内のもは、国で指定している。

むしろホツカワ、はつ島のもが古い形を残しているのではないかと思う。

本県の中いくつかは指定して如何かと思う。

本県の内

○湯河原の門カワ Ⅱ 春景も悪く、衣裳も貧弱、

片浦村 石橋、

米神、

○根府川 Ⅱ 寺山神社 服装も改め、舞踊もあらためればよいか

と思う、鹿島^{大神}を祈る神社に仕えながら浴衣がけ。

米川、

○吉浜 Ⅱ 素鷲神社が一番まとまっている。

服装は、白張浄衣 え帽子 今から百年位前にあたる、熱海の口判に出ている。

くずれたものを直したものより順々に指定して行くと思う。静岡県も全じ踊があるから両県タイアップして、鹿島踊そのものを、一つにして国の指定にしたらよいと思う。

来月（七月）は踊の（年一回の）月である。吉浜は、え帽子がちぐはぐの程度。（以上永田）

古宇田 此の秋のお祭りにでもよく整えさせてから指定しては如何？

永田 元の型に引き戻して引き戻した丈を次々に指定してゆくとよいと思う。江の浦のものは、お宮さんにしまつてあつたものを戦争中に盗まれたさうで、服装も、扇子を持つのが本場で、うちわを持ったりしている。

課長 本来の無形文化財というものは技術丈ではないでせうか

永田 服装と踊り、と両方、です。

古宇田 浴衣等^等着たら自然踊りも乱れるでせうね、

永田 浴衣のところは非常に乱れている。

木村 芸は服装はどうでもよいわけだが…

課長 三つ丈（吉浜、湯ヶ原、根府川）を指定して他から文句が出ないかしら。

永田 それは服装の改まったものから指定してやるとよいので、社会教育

課から[]当事者達の熱意をたゞしたらよいと思う。

堀江 吉浜は非常に青年の団結する風のあるところだ。

永田 吉浜を指定して湯ヶ原 根府川は呼んで、練習させてよく直して

からにしては如何でせう。

【出典】「昭和二十九年第一回神奈川県文化財専門委員会総会議事録（神

奈川県 文化財保護条例による第三次指定について及報告事項）」

『昭和二十九年神奈川県指定文化財関係書類』

3 鍛冶屋 近世の文書

(1) 享和二年 祭礼届

同年同月「享和二年九月」鎮守祭礼につき届け

乍_レ恐以_二書付_一御届奉_二申上_一候御事

一当村五良大明神祭礼来ル十九日神輿差出し、引屋躰（台）と花出し何本

差出し、若者鹿鳴踊（かしまおどり）仕候_二付_一、此段乍_レ恐以_二書付_一御届

奉_二申上_一候。以上

享和_二壬戌_一年九月

鍛冶屋村

名主

組頭

百姓

御懸様

（鍛冶屋・柏木文書）

(2) 文化元年 祭礼届

同年「文化九年」九月鎮守祭礼につき届け

乍_レ恐以_二書付_一奉_二願上_一候御事

一当村五良大明神祭礼来ル十九日廿日神輿差出し、引屋躰并花出式本若者共

鹿鳴踊仕候_二付_一、此段乍_レ恐以_二書付_一御届奉_二申上_一候。以上

文化_元甲子年九月

かしゃ村

御当番

役人

御懸様宛

（鍛冶屋・柏木文書）

【出典】『湯河原町史（原始・古代・中世・近世資料編）』一 四七八頁

(3) 文化三年 祭礼届

同年「文化三年」月不詳鎮守社祭礼の届け

乍_レ恐以_二書付_一を_二御届_一ケ奉_二申上_一候御事

来ル廿日当村氏神五良大明神祭礼_二付_一、神輿かり屋_二出し屋台_一壱つ・花出

し四本差出し、村内相巡り申候節鹿鳴踊十四、五人_二仕候_一付、此段乍_レ恐

書付を以奉_二申上_一候。以上

文化_三丙寅年

友左衛門

【出典】『湯河原町史（原始・古代・中世・近世資料編）』一 四六三頁

茂右衛門

五左衛門

文 蔵

寺 社

御懸様宛

(鍛冶屋・柏木文書)

【出典】『湯河原町史(原始・古代・中世・近世資料編)』一 四九五頁 (※

一部訂正あり)

(4) 文化三年 祭礼届

同年「文化三年」九月鎮守社祭礼の届け

乍_レ恐以_二書付ヲ_一御届奉_二申上_一候御事

一当村五良大明神祭礼来ル廿三日神輿差出し、引家台并花出し式本、若者共

鹿嶋踊仕候_二付、此段乍_レ恐書付を以御届ケ奉_二申上_一候。以上

文化三_丙年九月

河崎様

石橋様

(鍛冶屋・柏木文書)

【出典】『湯河原町史(原始・古代・中世・近世資料編)』一 四九六頁

(5) 文化四年 祭礼届

同年同月「文化四年九月」鎮守社祭礼につき願ひ

乍_レ恐以_二書付ヲ_一奉_二願上_一候御事

一当村五郎大明神祭礼来ル廿日神輿差出し、引屋躰并花出四本若者共鹿嶋踊仕候_二付、此段乍_レ恐以_二書付_一御届奉_二申上_一候。以上

文化四_丁年九月

友左衛門

河崎源左衛門様

茂右衛門

石橋久右衛門様

八左衛門

文 蔵

(鍛冶屋・柏木文書)

【出典】『湯河原町史(原始・古代・中世・近世資料編)』一 五〇六頁

(6) 文化六年 祭礼届

同年同月「文化六年九月」鎮守祭礼につき願ひ

乍_レ恐以_二書付ヲ_一奉_二願上_一候御事

一当村五良大明神祭礼来ル廿日神輿差出し、引屋躰并花出し四本若者共鹿嶋

踊仕候_二付、此段乍_レ恐書付を以御届奉_二申上_一候。以上

文化六_己年九月

太郎八

平 蔵

円城寺助作様

永 蔵

松熊栄左衛門様

文 蔵

揚土郡組

瀬戸 永蔵

九月十九日泊り

加茂重次郎

拾六代

杉下彦太郎渡ス

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(4) 昭和九年 祭典費

『昭和九年度祭典費予算』

金三円六拾銭 酒三升

かしま連中

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(5) 昭和九年 祭典費

『昭和九年八月 祭典費収支勘定帳』

酒之部 予定

若連 六升

御降り 貳升

夜中 一升

御目ザメ 一升

十五日ノ日 一升

御納メ 一升

御宮 壹斗貳升

カザリ付 一升

外 一升

御神酒 一升

十四日式後 四升

十四日御神酒 五升

輿(マ) 四升

村メグリノ時 四升

区長宅 壹斗八升

十四日式後 六升

役員外

十五日カシマ 一升

輿(マ) 三升

御神酒 一升

役員勘定 四升

カハライ 三升

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(6) 昭和一〇年 祭典費

『昭和拾年八月 祭典費収支勘定帳』

酒之部

若連 六升

御降り御神酒 貳升

夜中 壹升

御目ザメ 壹升

十五日出 壹升

御サメ 壹升

御宮 壹斗壹升

十三日ノ 壹升

御神酒 壹升

カザリ付 壹升

十四日ノ 壹升

式後役員 参升

十四日夜 参升

御神酒 五升

十五日御神スゞ入 五升

御神酒 壹升

輿(ウツ) 五升

十五日ノ 六升

村廻リノ出 四升

十五日帰神ノ時 壹升

御假屋 貳升

区長宅 貳斗参四升

十四日式後 六升

神主及警官外 六升

十五日鹿島 参升

輿 四升

鯿(ウツ) 壹升

役員

外 参升

十六日

輿(ウツ) 参升

役員 四升

計 四斗七八升

外ニ 酒番御礼 壹升

【出典】『門川区有文書・資料』（神奈川県立公文書館所在調査撮影資料）

(7) 昭和一二年 祭典費

『昭和十一年度 祭典費収支決算原簿』

昭和拾壹年度 酒予算

若連 六升

御降りノ御神 貳升

夜中 壹升

御目ザメ 壹升

十五日村廻ノ時 壹升

御納メ 壹升

御宮 壹斗壹升

十三日ノ御神酒 壹升

カザリ付ノ時 壹升

十四日ノ式後役員 参升

十四日夜御神酒 五升

十五日御神スゞ入

御神酒 壹升

輿(ウツ) 五升

十五日村廻リノ出 四升

十五日村廻リ終リ

御神酒 壹升

御仮屋 貳升

区长宅 壹斗八升

十四日式後

神主及警官外 六升

十五日鹿島 参升

〃輿 四升

〃鮓(マヅ) 壹升

〃役員礼酒 参升

十六日

酒番御礼 壹升

【出典】『明川区有文書・資料』（神奈川県立公文書館所在調査撮影資料）

(8) 昭和十一年 祭典費

『昭和十一年度一般会計ノ分（領収証）』

【その一】

一金式拾円 500銭 天笠 四釜

カシマ

合計金

右之通り 受取 候也

年

月 日

相州湯河原町門川

山口呉服店

電話（吉浜局）三十六番

明川区会計 様

【その二】

第 号

記

一金拾式円五拾銭

仕立賃

右正ニ受取候也

昭和拾壹年

八月十六日

飛田清策

区会計 様

【その三】

記

十七銭 手甲縫代

十七銭 手甲縫代

十七銭 手甲縫代

十七銭 手甲縫代

参拾銭 手甲代

参拾銭 手甲代

合計壹円貳拾八銭

右之通り 請取 候也

昭和11年

8月16日

上 様

佐藤泰蔵

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(9) 昭和一二年祭典費

『昭和六年二月起 歳入出決算台帳』

昭和拾一年度 一般会計支出之部

記

〔七月〕十一日 鹿島連

一金 拾参円也 帽子

二十五人分

佐藤商店 払

〔月日未記載・七月二四日カ〕

一金 貳拾円也

鹿島連

二十五人前

キ物代

山口 払

〔八月〕十三日

一金 五円也

鹿島連

二十五人分

足袋代

佐藤 払

〃 〔八月十四日〕

一金 貳拾貳円拾銭

鹿島連

上天笠

四釜分

鈴木 払

〃

一金 拾貳円五拾銭

鹿島連

キ物

仕立料

飛田清策 払

〃

一金 壹円貳拾八銭

手甲

仕立料

佐藤 払

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(10) 昭和一六年 祭典費

『昭和拾六年度祭典費徴収原簿』

昭和拾六年度 祭典酒割當

一、壹升 飾付

一、壹升 御神酒

一、壹升 式冷酒

一、参升 社務所

直會

一、壹升 假宮

留守番

一、壹升 十五日朝

冷酒

一、五升 輿仲間

一、壹升 輿片付

一、参升 かしま

はやし連

一、壹升 提燈番礼

一、貳升 役員

鉢洗七

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(11) 昭和一八年 祭典費

『昭和十八年度祭典諸帳簿』

御神酒

配給ノ控

一式斗 配給総量

一、五升 神輿

一、参升 鹿島はやし連

一、壹升 飾付

一、壹升 御神酒

一、壹升 禮（冷）酒

一、式升 社務所

一、式升 留守番

一、壹升 十五日

禮（冷）酒

一、壹升 御輿片付

一、参升 決算用

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(12) 昭和二二年 祭典費

『昭和二十一年度 祭典費収支決算簿』

祭典収支予算

支出之部

一金 壹百円也

鹿島、神輿
着物修繕料

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(13) 昭和二四年 祭典費

『現金出納簿』（門川青年団会計部）

〔昭和二四年度部分〕

年月日	摘要	受	払
昭和 年	前葉締高	円	円
7 25	鹿嶋用扇子20本		180
8 16	扇子代	180	

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(14) 昭和二五年 祭典費

『昭和二十五年八月自十四至十五日 八幡神社祭典記録』

祭典費収支明細

差引残金

一金六円九百拾五円也

尚残金八次年度祭典費二充当

一金壹円〇六拾円也神輿鹿嶋衣裳

修理及石礮代

【出典】『門川区有文書・資料』（「神奈川県立公文書館所在調査撮影資料」）

(15) 昭和二八年 祭典費

『昭和二十八年八月自十四至十五日 八幡神社祭典記録』

昭和二十八年八月自十四至十五日 祭典費収支明細

支出之部

一金参円八百七拾円也

鹿嶋袴修繕代

昭和二十八年度

酒使用区分

十四日

酒 壹升 御神酒
 " 参升 神官用
 " 貳升 御仮屋番
 " 参升 御神酒

小計九升

十五日

酒 壹升 御神酒

" 参升 神官用

" 壹升 氏子総代

片付用

" 壹升 神輿神酒

" 四升 決算用

" 壹升 鹿島用

小計壹斗壹升

合計貳斗

酒仕用分

十四日 一升 御神酒 三升 神官用

二升 御仮屋 一升 カザリ付

一升 御下り(カシマ)

十五日 一升 御神酒 三升 神官用

一升 氏子惣代 一升 神輿

一升 鹿島 四升 決算

【出典】『門川区有文書・資料』（神奈川県立公文書館所在調査撮影資料）

(16) 昭和二十九年 祭典費

『昭和二十九年八月 自十四日至十六日 八幡神社祭典記録』

酒使用

十四日 御神酒 壹升

" 神官用 参升

" 御仮屋番 貳升

" 飾付 壹升

十五日 御神酒 壹升

" 御神輿用 貳升

" 氏子総代用 壹升

" 神官用 参升

十四、十五日(両日) 鹿島用 貳升

十六日 決算用 四升

合計酒貳斗也

【出典】『門川区有文書・資料』（神奈川県立公文書館所在調査撮影資料）

5 福浦 近現代の文書

(1) 明治九年 神事祭礼の届出書

『(第廿一大区六小区足柄下郡福浦村子ノ神社、神事祭礼の届出書)』

第廿一大区六小区

足柄下郡福浦村

子ノ神社

右者当村鎮守例年之通本月廿六日神事祭禮仕候此段御通申上候也

明治九年七月廿四日

神奈川県権令野村靖殿

【出典】『相模国足柄下郡吉浜村 素鷲神社文書(湯河原町)』(神奈川県立公文書館寄託)

6 湯河原町の鹿島踊関係資料リスト

リストの作成にあたり、湯河原町立図書館のご協力をいただいた。記して、謝意を表する。なお、紙数の関係で掲載できなかった資料があることを付記しておきたい。

(1) 図書資料

相磯達 一九六七「鹿島踊り」『郷土湯河原』七

青木豊 二〇二〇「二〇一九 かながわ民俗芸能祭に参加して」『かながわの民俗芸能』八四

石井一躬 一九九二「鹿島踊」神奈川県祭礼研究会編『祭礼事典 神奈川県』桜楓社

石井一躬 二〇〇六「素鷲神社の鹿島踊り」神奈川県教育委員会編『神奈川県

県の民俗芸能―神奈川県民俗芸能緊急調査報告書―』神奈川県教育委員会
石井茂 一九九九「素鷲神社の鹿島踊り」『湯河原の文学と観光』湯河原温泉観光協会

内田哲夫 一九八四「近世「資料」編」湯河原町町史編さん委員会編『湯河

原町史 原始・古代・中世・近世資料編』湯河原町

内田哲夫 一九八七「近世湯河原地方の村々の動き」湯河原町町史編さん委

員会編『湯河原町史 通史編』湯河原町

梅原力藏 一九三八「湯河原温泉と史蹟案内 年中行事 鹿島踊」『湯河原小

学校落成記念 湯河原郷土史』湯河原町

榎本由喜雄 一九七〇「第七回神奈川県民俗芸能大会を見て」『かながわの民俗芸能』三

榎本由喜雄 一九八一「第十七回神奈川県民俗芸能大会を見て」『かながわの民俗芸能』三二

神奈川県企画調査部県史編集室編 一九七〇『神奈川県史資料所在目録(第

一六集―湯河原町―』神奈川県企画調査部県史編集室

神奈川県教育委員会編 一九六一「鹿島踊(足柄下郡吉浜町)」『文化財保護

のあゆみ』神奈川県教育委員会

神奈川県教育庁文化財保護課 一九七一「県西」『かながわの民俗芸能案内』

神奈川県教育委員会

神奈川県教育庁文化財保護課 一九七六「県西」『神奈川県民俗芸能案内』

神奈川県教育委員会

神奈川県教育庁文化財保護課 一九八三「吉浜の鹿島踊り」『ふるさとの

文化財3(民俗文化財編)』神奈川県教育委員会

神奈川県教育庁文化財保護課編 一九七七「根府川・吉浜の鹿島踊」『かな

神奈川県教育庁文化財保護課編 一九七七「根府川・吉浜の鹿島踊」『かな

がわの民俗芸能五〇選』神奈川県教育庁文化財保護課

神奈川県立公文書館編 二〇〇七「素鷲神社(鈴木由之氏)所蔵文書・資料」

『神奈川県古文書資料所在目録 二六』

神奈川県立公文書館編 二〇一〇「常盤定敏氏所蔵文書・資料」『神奈川県

古文書資料所在目録 二七』

神奈川県民俗芸能保存協会編 一九九四「無形民俗文化財記録映画一覧表

I」『かながわの民俗芸能』五七

神奈川県民俗芸能保存協会編 一九九四「無形民俗文化財記録映画一覧表

II」『かながわの民俗芸能』五八

神奈川県新聞調査センター編 一九九一「鹿島踊り」『神奈川県子ども伝承文化

発掘・収集報告書1…祭り・民俗芸能・伝統行事(一九九〇年度)』神奈

川県立青少年センター児童文化課

河上一雄 一九七〇「足柄下郡湯河原町鍛冶屋の民俗」『神奈川県史民俗資

料調査報告一(民俗第二集)』『神奈川県企画調査部』県史編集室

郡司正勝 一九七五「第一一回神奈川県民俗芸能大会を見て」『かながわの

民俗芸能』二五

小菅克己 一九八八「湯河原の伝統芸能―鹿島踊り―」『郷土湯河原』二八

桜井哲男 一九七三「素鷲神社の鹿島踊り」神奈川県教育庁社会教育部文化

財保護課編「神奈川県文化財図鑑 無形文化財・民俗資料篇…別冊 神奈

川県の民俗芸能 曲目解説・楽譜」神奈川県教育委員会

素鷲神社鹿島踊保存会 一九七〇「大会が後継者確保の転機に」『かながわ

の民俗芸能』三

素鷲神社鹿島踊保存会 二〇〇〇「伝承再生の転機」『かながわの民俗芸能』

六四

鈴木幸雄 一九八六「鹿島踊りと後継者づくり」『かながわの民俗芸能』

四三

鈴木由之 一九九二「素鷲神社例祭」神奈川県祭礼研究会編『祭礼事典 神

奈川県』桜楓社

高橋浩 一九九九「福浦天王稻荷社縁起」高橋浩(私家版)

田中宣一 一九八〇「年中行事」神奈川県立博物館編『県西部の民俗I―足

柄下郡湯河原町・真鶴町(神奈川県民俗調査報告九)』神奈川県立博物館

力石和則 一九九九「勇壮、鹿島踊り」『郷土湯河原』三九

力石和則 二〇〇二「勇壮、『鹿島踊り』」『郷土湯河原』四二

常盤美智雄 一九八二「民俗芸能大会に参加して」『かながわの民俗芸能』

三五

徳永榮 一九八四「吉浜の鹿島踊りを見て」『かながわの民俗芸能』四〇

中村亮雄 一九五九「吉浜の年中行事」『民俗』三八 ※相模民俗学会編

一九六八『神奈川の民俗』有隣堂 再録

中村亮雄 一九七四「感ずるままに」『かながわの民俗芸能』一一

中村衛 一九九四「伊勢神宮式年遷宮奉祝行事に参加して」『かながわの民

俗芸能』五七

永田衡吉 一九五四 a 「無形文化財集録第二編 鹿島踊の考察」神奈川県教

育委員会編『神奈川県文化財調査報告』二一 神奈川県教育庁社会教育部課

永田衡吉 一九五四 b 「神奈川県の無形文化財総覧」神奈川県教育委員会編

『神奈川県文化財調査報告』二一 神奈川県教育庁社会教育部課

永田衡吉 一九六六「鹿島踊」『神奈川県民俗芸能誌』神奈川県教育委員会

※一九八七 増補改訂版 錦正社

永田衡吉 一九七三 a 「鹿島踊」神奈川県教育庁社会教育部文化財保護課編

『神奈川県文化財図鑑無形文化財・民俗資料編』神奈川県教育委員会

永田衡吉 一九七三b「曲目解説 吉浜の鹿島踊」神奈川県教育庁社会教育

部文化財保護課編『神奈川県文化財図鑑 無形文化財・民俗資料篇…別冊

神奈川県の民俗芸能 曲目解説・楽譜』神奈川県教育委員会

永田衡吉 一九七三c「鹿島踊復活覚書」『かながわの民俗芸能』一〇

永田衡吉 一九七七「吉浜素鷲神社の鹿島踊」『湯河原五郎神社の鹿島踊』か

ながわの祭と芸能』神奈川合同出版

永田衡吉 一九八一「退転の理由―民俗芸能回想記(16)」『かながわの民俗芸
能』三四

西海賢二 一九八三「湯河原の民俗」『湯河原町史研究』一

西山清 一九九二「五郎神社例祭」神奈川県祭礼研究会編『祭礼事典 神奈

川県』桜楓社

沼田敬一 一九八三「湯河原の夏祭りと伝承」『郷土湯河原』二二三

林泰助 一九三四「鹿島踊復活覚書」『漁火』八 吉浜村青年会吉浜支部文

芸部※一九七三年著者が書写。二〇一五年吉浜鹿島踊保存会が「鹿島踊参

考資料」として配布。

早藤巖 二〇〇二「鹿島踊りと鍛冶屋について」『わがふるさと 古老が語る

鍛冶屋』湯河原町教育委員会

日吉富長 一九八〇「十年の繰り返しを」『かながわの民俗芸能』三〇〇

平井大海編 一九六七「各神社 湯河原町篇」『足柄下郡神社誌』貴船神社々

務所

穂坂正夫 一九七一「鹿島踊」郷土誌「ゆがわら」編集委員会編『郷土湯河

原資料編』湯河原町教育研究会

星野紘 二〇一四「吉浜の鹿島踊」全日本郷土芸能協会作成『鹿島みろく』

調査報告書』文化庁文化財部伝統文化課

本田安次 一九六三「神奈川県の芸能」『民俗』五二 ※相模民俗学会編

一九六八『神奈川の民俗』有隣堂 再録

本田安次 一九七四「鹿島踊大会」『日本の祭と芸能』錦正社

本田安次 一九七七「第三回神奈川県民俗芸能大会の感想」『かながわの

民俗芸能』二〇〇

本田安次 一九八〇「第一六回神奈川県民俗芸能大会の感想」『かながわの

民俗芸能』二九

室伏安雄 一九九八「神社や神様」『紀行と湯河原史記』室伏安雄（私家版）

室伏安雄 一九九九「鹿島踊りの歴史」『紀行と湯河原史記（続編）』室伏安

雄（私家版）

八木洋行 一九八九「社寺の芸能」静岡県編『静岡県史 資料編二三 民俗一』

静岡県

山口貢 一九八一「民俗芸能大会に参加して」『かながわの民俗芸能』三三一

湯河原郷土文化研究会編 一九六三「湯河原案内」『湯河原』湯河原郷土文

化研究会

湯河原町教育委員会編「刊行年不明」『素鷲神社の鹿島踊り』『湯河原町の文

化財誌』湯河原町

湯河原町観光課編 一九八一「湯河原の郷土芸能 鹿島踊り」『ゆがわらのは

なし』湯河原町観光課

湯河原町企画課町史編集室編 一九八四「門川区有資料」『柏木ヒサエ氏所

蔵資料』「素鷲神社（鈴木由之氏）所蔵資料」「常盤定敏氏所蔵資料」『湯

河原町史資料所在目録』三 湯河原町

湯河原町教育委員会編 二〇一五「鍛冶屋鹿島踊り」「吉浜の鹿島踊」『湯河

原町の文化財』湯河原町教育委員会

湯河原町町史編さん委員会編 一九八五『湯河原町史 近現代資料編』二

湯河原町

吉川祐子 一九八八「相模湾西海岸の鹿島踊―その諸相と宗教的機能―」『静

岡県史研究』四

吉川祐子 二〇一一「総論『東伊豆地方の鹿島踊』を読み解く」静岡県教育

委員会文化財保護課編『東伊豆地方の鹿島踊（静岡県文化財調査報告書

第六二集）』静岡県教育委員会

吉川祐子 二〇一四「鍛冶屋の鹿島踊」全国郷土芸能協会作成『鹿島みろく』

調査報告書』文化庁文化財部伝統文化課

吉野保之 二〇一一「誇りに思う郷土の芸能（かながわ民俗芸能祭に出演し

て）』『かながわの民俗芸能』七五

吉浜鹿島踊保存会 一九九三「吉浜鹿島踊保存会」『かながわの民俗芸能―

会員活動紹介―』

(2) 映像・音声資料

鍛冶屋鹿島踊り保存会制作 二〇〇三「湯河原町指定重要文化財（無形民俗

文化財）鍛冶屋 五郎神社 鹿島踊り」(DVD) (CD版 二〇〇四)

神奈川ニュース映画協会制作 一九七二「足柄ささら踊・吉浜の鹿島踊」(一六

ミリフィルム) (VHS版 一九八八、ベータ版 一九八八) 神奈川県教

育委員会（文化財保護課）

神奈川ニュース映画協会制作 一九七三「教育放送県民文化教養番組（神奈

川県の民俗芸能）鹿島踊り」(一六ミリフィルム) (ビデオ版 一九七三)

神奈川県教育委員会（教育放送課）

神奈川県民俗芸能保存協会 二〇〇二a「湯河原町吉浜素鷲神社鹿島踊り映

像記録資料編①」(ビデオ)

神奈川県民俗芸能保存協会 二〇〇二b「湯河原町吉浜素鷲神社鹿島踊り映

像記録資料編②」(ビデオ)

神奈川県民俗芸能保存協会 二〇〇二c「神奈川県民俗芸能保存協会記録作

成事業 吉浜の鹿島踊他」(CD)

神奈川ニュース映画協会 一九五四「封切」吉浜 鹿島おどり」『神奈川

ニュース県政版』(VHS) 神奈川ニュース映画協会「注 吉浜町鍛冶屋」

本田安次 一九七六「吉浜の鹿島踊」『LP』日本の民俗音楽』第八巻 風

流5 (レコード) ビクター音楽産業

(3) 写真資料

神奈川県広報課 一九五四ほか「鹿島踊り」『神奈川県広報課撮影写真コレ

クション』 神奈川県立公文書館蔵

神奈川県広報課 一九七〇「第七回神奈川県民俗芸能大会」『県政写真ニュー

ス第二八九号』 神奈川県立公文書館蔵

神奈川県立図書館 一九六五撮影「湯河原の鹿島踊」神奈川県立図書館蔵

撮影者不詳「鹿島連（昭和八年八月一四日 村社正八幡神社大祭）」門川区会

事務所及び個人蔵

「写真が語る湯河原今昔」編集委員会編 一九八六『湯河原町立図書館叢書

二 写真が語る湯河原今昔』(「ニュース・その他編 行事 鹿島踊（吉浜）」)

湯河原町立図書館

(4) 公演プログラム

神奈川県教育委員会・湯河原町教育委員会・神奈川県民俗芸能保存協会

一九七二『国無形文化財選択記念 鹿島踊 昭和四十七年八月二日』

本田安次 一九五四「今年の郷土芸能」『昭和二九年度芸術祭主催公演 郷土

芸能（第五回全国郷土芸能大会）』日本青年館

湯河原町教育委員会・郷土芸能フェスティバル実行委員会 一九九二『湯河

原の郷土芸能 郷土芸能フェスティバル』

(5) 報道資料

〈東海新報〉

昭和八（一九三三）年五月二五日記事「古典かしま踊も復活」〔門川〕

昭和九（一九三四）年六月二日記事「鹿島踊り今年から復活」〔吉浜〕

〈神静民報〉

昭和二九（一九五四）年一月一日記事「郷土の誇り無形文化財」〔吉浜・門川〕

第二節 真鶴町の鹿島踊関係文献資料

1 真鶴町 郷社貴船神社 例祭御輿渡御式次第書

真鶴町 郷社貴船神社

大國主命

一、御祭神

事代主命

少彦名命

一、勸請

人皇五十九代宇多天皇ノ寛平元年六月十五日

一、例祭

毎年舊曆六月十四日十五日（神宮曆による）

例祭神輿渡御式次第

舊六月七日夜

石場天王祭（青年團より戸主會に挨拶す）鹿島踊。

旧六月十一日 道路及各所大掃除。

旧六月十三日 飾付

一、假殿の位置は東露木丈吉下に設く。（取扱は青年團より船長組合に依頼す。）

二、幟は假殿を中心に樹つ。

但別に新調したる物は舊西本拂に樹つ。

三、小早は東部は東船揚場、西部は西船揚に飾就く。權傳馬囃子

船等は之に準す。

四、餘興（宵宮物）の舞台は假殿前、神前に向つて設く。

五、警固は東西各十二名とし戸主會より之を選出す。

六、輿丁は氏子中、品行方正なるものを各區より二名づつ選出す

選出せられたる者は自宅入口に注連縄を張り、すべての穢に

觸れざるやう心掛け、奉昇當日は自宅出發に際し心身を抜ひ

清むること。

右選出方法に就いて時宜により別に適當なる方法を採用こ

とあるべし。

輿丁に對しては日當を支給せず、區長若しくは其區の代表者

二名、神酒、肴料を持參して祝辞を述べ、併せて神輿取扱に

就いて注意すること。

七、輿丁監督若干名を設く。輿丁は監督者の指揮に従ひ行動し、

不敬の行為なきやう注意すること。

八、青年團は舳舟の借入をなし、取扱は船長組合に依頼す。

九、明朝小早小浮の時刻を青年團より戸主會及舳乗、權使等に通

知し協力を依頼す。

尚鹿島唄揚、花山車脇持、拍子木等をも依頼し時刻を通知す。

一〇、青年團は總ての準備完了したる時は鹿島踊、囃子方の揃をなす。

舊六月十四日（宵宮）

一、早朝小早の水浮をなす。

先づ東西の準備完了したる時は、東部役員二名西部に挨拶に

赴き、西部小早を水浮し、次に西部役員二名東部に赴き答禮

をなし、東部小早を水浮す。

東西小早が假殿前に達したる時は、双方の舳乗は挨拶を交す

こと。

二、午前九時迄に町長以下町會議員、氏子總代、區長、戸主會役

員等は東宮本（中路周作方）に供進使を持つ。

三、鹿島連は東西小早の水浮を終りたる後、陸路神社に向ふ。

四、出發用意

出發前に於ける小早以下各船の姿勢左の如し。

【図】

五、東西青年團役員四名、準備整ひたる旨に挨拶す。

六、午前十時出發

(イ) 東西青年團役員、戸主會役員等は假殿前幟の兩側に整列す。

(ロ) 供進使は神職に導かれ、御辛櫃（警官護衛）と共に宮本を出て氏子總代、町長、町會議員、區長以下各人名譽職員之に従ひ、整列の中央を進而挨拶す。

供進使橋板に足をかけたる時東西の囃子一齊打込

(ハ) 囃子打込と同時に東西各船神酒の贈答をなす。

(ニ) 權傳馬は囃子の打込によりて漕出す。

但漕出し音頭は「かき出し」を唄ふ

(ホ) 小早の歌之助は船歌を歌ふ。船歌は進航中を續く。

(ヘ) 囃子船は如何なる場合と雖も小早に先行すべからず。又航進中は如何なる舟と雖も先頭を横斷することを得ず。

(ト) 青年團、戸主會役員は出發と同時に役傳馬にて宮前海岸に

至り整列す。

七、宮前到着の姿勢左の

如し。

【図】

八、舳舟より下船する時の順序は乗船の順序に同じ。

青年團、戸主會役員の順序も乗船の時に同じ。

九、囃子は供進使が鳥居經過と同時に中止す。

一〇、鹿島連は鳥居下に整列す。

一一、此間約一時間神社に於ける祭典あり。

一二、玉串奉奠終了後鹿島踊。

一三、本社發興

(イ) 發興祭

關係者一同神輿前に整列、清祓、齋主祝詞奏上、参列員列拝、輿丁列拝、神酒を授興し合拍子をなす。

(ロ) 眞榊臺對先行、神輿本社を發興、宮前海岸に小憩。

一四、乗船順序左の如し。

眞榊、神輿、鹿島連、齋主以下神職、供進使、氏子總代、町長

以下名譽職員。

青年團、戸主會役員は乗船場兩側に整列す。

一五、宮前に於ける囃子打込は齋主が橋板に足をかくるを合圖とす

一六、海上渡御の順序は奉迎の時に同じ。

一七、假殿前に到着したる時の下船順序左の如し。

鹿島連、神職、供進役、氏子總代、町長以下名譽職員、眞榊、

神輿。

青年團、戸主會役員は役傳馬にて假殿前に至り整列す。

一八、小早以下各船は假殿前到着より、鹿島終了迄出發前の姿勢を

保つ。

但權傳馬は従前の慣例に従ふ。

一九、神輿假殿に入御。

二〇、假殿祭、此時囃子中止、参列員輿丁列拜、神酒、合拍手。

二一、鹿島踊、終了後囃子打込。

二二、青年團役員四名は直ちに宮本に至り、齋主以下供進使氏子總代等に終了の挨拶をなす。

二三、小早以下東西に分れ各船揚場に揚陸す。

東部を先にし西部之に次ぐ。すべて水浮の式に準ず。囃子は小早揚陸迄續く。

二四、夕刻花山車を青年團本部より假殿前に下す。

二五、余興開始、東西小早に於て船歌を唄ふ。(神酒を贈る)

終りて余興開始。

舊六月十五日(當日)

一、集合は午前九時迄とす。

早朝「キリギリス籠」を組立て東部は假殿横、西部は舊西本拂に置く。

二、午前九時東西青年團、戸主會役員は出發の挨拶を交し、花山車は假殿前を、鹿島は西本拂を出發し、中央に於て「摺合」の挨拶をなし、花山車は西本拂に進み、鹿島は假殿前に至る。

三、假殿發興祭

齋主以下供奉員、輿丁等假殿前に整列し發興祭、一同列拜、神酒、合拍手。

四、右終りて鹿島踊、終了後東部囃子打込。

五、發興、町内渡御。

(イ) 渡御の順序左の如し。

花山車、鹿島、眞榊、神輿、西部囃子、東部囃子、供奉員(神輿は囃子の後方に戻らざること)

(ロ) 渡御の道順及休憩所左の如し。

一、西の本拂 休憩、囃子中止、鹿島踊、終りて東西囃子打込、花山車は西仲町を上りて縣道を眞鶴驛に進む。

三、檜原角より左折して西之坂、西之神、横捲、椎ノ木、駿河銀行角を右折して再び檜原角に至り、仲町通を経て縣道を眞鶴驛に進む。此間囃子は魚喜代角に待ち神輿の跡に續く。

四、眞鶴驛廣場 休憩、囃子中止約一時間、此間關係者全部驛前便宜の所に於て昼食。

五、驛前出發、花山車先行、御旅所發興祭、一同列拜、鹿島踊終了後囃子打込、發興。

六、縣道を役場前に至り、花山車と鹿島は宿中に下り、神輿は丸山に至り休憩せずして直ちに役場前に販り、宿中に下る。丸山渡御の間は囃子は役場前に於て待つ。

七、宿中五味安太郎前 休憩、囃子中止、鹿島踊終りて囃子打込、假殿に下る。

八、假殿に入御、囃子中止、鹿島踊、還御。

九、花山車の検視場左の如し。

假殿前、西本拂、檜原角、驛前、役場前、東宿中。但假殿前、驛前(出發)役場前に於ては検視者に挨拶すること。

六、小早水浮

鶴屋前禮花終了後直ちに東部小早の水浮をなし、西部之に次ぐ。神酒贈答の禮あり。

七、還御

順序はすべて十四日宮前乗船の時に同じ。小早以下各船の位置は奉迎の時に同じ。

八、宮前到着

十四日奉迎の時に同じ。囃子は神輿が鳥居を通過したる時中止し、鹿島踊終了後打込む。

舳舟は此間東西權傳馬之を返却す。鹿島踊終了後東西役員は社務所に至り終了の挨拶をなす。

九、歸路は小早、囃子船等は櫓によりて東は磯崎側を、西は魚市場側を夫々歸航す。

揚陸は自由とす。船歌は進航中は絶えず唄ふこと。

一〇、鹿島連は神社より飯途石場天王社に至りて踊ること。

以上

附録一 船歌「黃帝」

へヤンレめでたいな、天の岩戸のあけくれに、月も所も濱木綿の、影をうつしてみつまたの、誰を待乳の山つゞき、見れば所は墨田川、流れに浮ぶ一葉の、船は昔のもろこしの、黃帝いつしよつはものは、文武二道の大将にて、エン或る時庭に立ち出で、池のおもてを眺むれば、エンヤトセイ吹く秋風に柳のひとはが散りきて浮ぶ、エンエン波にたゞよふ其の上に、いづこともなくさくくもが、雲の

上よりをり来り、ひとあかなればうち乗りて、エンみぎわに寄りし有様は、げにもと思ひそめしより、舟をたくみて造り出し、みかどに之をたてまつる、さてこそ舟の船の字は、公にすゝむと書くとかや、黃帝之に召されつゝ、四海を安く漕ぎわたる、エン王位を納めたまふこと、エン臺萬八千載とかや、かゝるためしのおんもいは、今に絶えせぬ舟あそび、なほよろづよは限りなし。

附録二 「鹿島歌」(彌勒歌)

へ千早振る神々のいさめなれば、彌勒踊めでたい。誠やら眞鶴港へ彌勒お船がついたとサ、オヘヤン艫舳には伊勢と春日の、中は鹿島の御社、天竺が近いな、其のたゝら踏むが聞える。オヘヤンたゝら踏まばたゝらたゝらと八つに踏む。鹿島では稚児が踊る。護摩堂ではごまをたく、オヘヤン其のごま二度たき候、にほんつゞきとごまをたく。十七が澤にをりて黄金柄杓で水を汲む。オヘヤン其の水汲たすきをかけさ十七。よば袖がぬれる。

鎌倉の御所のお庭で、十三小姫が酌をとる。オヘヤン酒より肴より、十三小姫が目についた。目につかば通れてござれよ蝦夷支那の果までも、天竺の雲の間で十五御姫が米をまく、オヘヤン其の米二度まき候、にほんつゞきと米をまく。

昭和十五年四月

郷社貴船神社

眞鶴町青年團

眞鶴町戸主會

2 真鶴町の鹿島踊関係資料リスト

(1) 図書資料

神奈川県県史編集室編 一九六九『神奈川県史資料所在目録―真鶴町―』神

奈川県県史編集室

神奈川県教育庁社会教育部文化財保護課編 一九七一『相模湾漁撈習俗調査

報告書』神奈川県教育委員会

貴船神社・真鶴町青年団・真鶴町戸主会・真鶴町区長会編 一九四〇『例祭

御輿渡御式次第書』貴船神社・真鶴町青年団・真鶴町戸主会・真鶴町区

長会

貴船神社々務所編 出版年不明(昭和三十三年以降)『神奈川県無形文化財(昭

和三十三年十一月指定) 貴船神社船祭概要』貴船神社々務所

著者不明 一九八六『昭和61年貴船祭り行事日程』

貴船神社々務所編 一九八七『貴船神社船祭概要』貴船神社々務所

郷土を知る会編 一九八二『真鶴』二一

平井俊一 一九七二「出演者は語るその2 民俗芸能大会に出演して」『か

ながわの民俗芸能』八

三隅治雄 一九七二「第9回神奈川県民俗芸能大会をみて」『かながわの民

俗芸能』八

真鶴町郷土を知る会編 一九七七『真鶴』復刻版 付・新真鶴風土記』真

鶴町郷土を知る会

真鶴町教育委員会編 一九九一『文化財だより第四号 特集文化財の探訪

郷土の寺院・神社めぐり』真鶴町教育委員会

真鶴町編 一九九三『真鶴町史 資料編』真鶴町

真鶴町編 一九九五『真鶴町史 通史編』真鶴町

真鶴町教育委員会編 二〇一二『真鶴 改定版 中学校副読本』真鶴町教育

委員会

真鶴町観光協会・貴船神社・貴船祭実行委員会編 一九八三『貴船祭』真鶴

町観光協会・貴船神社・貴船祭実行委員会

吉川祐子 一九八八「相模湾西海岸の鹿島踊―その諸相と宗教的機能―」『静

岡県史研究』四

吉川祐子 二〇一四「真鶴の鹿島踊」全日本郷土芸能協会作成『鹿島みろく』

調査報告書』文化庁文化財部伝統文化課

(2) 公演プログラム

神奈川県教育委員会・平塚市教育委員会・神奈川県民俗芸能保存協会

一九七二『第九回神奈川県民俗芸能大会プログラム』

第三節 小田原市の鹿島踊関係文献資料

はじめに(資料分類)

本節には小田原地域の石橋地区、米神地区、根府川地区、江之浦地区の鹿島踊関係文献資料を列記し、一部の資料を収載した。収載した資料には資料番号を付した。

(1) 研究報告

資料二一〇一 氏神信仰 『相模湾漁撈習俗調査報告書』一九七〇年

・「小田原の主な年中行事」『小田原市郷土文化館研究報告』No.一五
一九七九年

・大美和神社

寺山神社(「小田原地方の神社祭礼について(調査報告)―近・現代における祭りの形態と変遷―」『小田原市郷土文化館研究報告』No.三一
一九九五年)

・鹿島踊り(「根府川の民俗芸能「鹿島踊り」と「福おどり」について」『小

田原市郷土文化館研究報告』No.三五 一九九九年)

(2) 歴史史料

一 地誌・日記

・青年会合宿舎日記帳(一九二七〜五二年)(第五章三節に一部掲載)

(3) 民俗伝承

一 伝承資料

資料二一〇一 「特殊な風習 四、鹿島踊り(根府川)」『片浦村誌』

一九五一年)

資料二一〇二 江之浦青年団と鹿島踊 『江之浦部落史』一九八五年)

資料二一〇三 「一、片浦地区の鹿島踊り」、「二、片浦地区の鹿島踊りの概要」(『人生八十年の歩み』二〇〇〇年)

資料二一〇四 「お祭り」(『昭和初期より江之浦周辺の今昔 道中便』二〇〇九年)

資料二一〇五 鹿島踊の現状 『小田原文化誌』一九七六年)

・大美和神社

・寺山神社 『小田原の祭り―人と心と夢からのメッセージ』二〇〇四年)

二 歌詞譜

資料二一〇一 石橋歌詞譜(手書き・一九七〇年ごろ使用)

1 資料二―一 氏神信仰

五月十五日が祭日で、一年おきに盛大に行なう。盛大にやることをマツリバンといっている。マツリバンの時は、鹿島踊りの他に、万灯、御輿、屋台が出る。普通の年は、鹿島踊りをやるだけである。村の総会で決まった宮世話人三人が祭の責任者になる。

十四日は、宮で青年(十八、九才まで)が藁をなつて、のぼり、注連縄を張る。神社に供える物は、女役をたてて料理する。女役は都合の良い人なら誰でも良い。女子青年がこれを助ける。村中の各戸から米を一合ずつ集め、赤い御飯を飯いて氏神さんに供える。十五日にこれを子どもが、いもの葉に分けてもらつて来て家で食べる。供物のおさがりは神主が持つて帰る。

十五日には、神社の境内で鹿島踊りをする。鹿島踊りは、勇壮な鹿島立ち祝う踊りであつて、太鼓の音に合わせて鉦が反撥し、浴衣姿の青年が踊る。中老はお囃し、踊りは、三役三人、太鼓一人、鉦二人、唄五、十数人、警固四人、踊手である。まず、警固四人が四隅に立つて、太鼓、唄、鉦、他の者全部が踊る。三役は一人が黄金柄杓、一人が三ヶ月の形、もう一人がすりこぎのような棒をまつすぐ持つて音頭をとる。三役の持ち物は、長さ一メートルくらいで、柄に赤、黄、青の横筋が入っている。太鼓は、直径十センチの大きさで、水平に目頭に支える。鉦は、三脚のついた十センチくらいの大きさのもので布を当てて音の工夫をしてある。これを片手に乗せ、撞木を一方に持ち、やゝ腰を落としてかまえる。太鼓は目の高さに水平に保ち、さつと翻して斜にかまえるとすぐ撥が鼓面を打つ。また、元の位置に帰りこれを継続する。音頭は三役がとり、それにつれて太鼓と鉦を中心にして群舞が始まる。三役は持ち物をまつすぐさせたまま踊り、唄をうたい、他の者は扇子を左手に、棒を肩にかつぎながら踊る。唄が終るころ、三役は柄杓を頂点にして三

角形になる。太鼓と鉦は初めから同じ位置にいる。

(出典：『相模湾漁撈習俗調査報告書』)

2 資料二―二―一 特殊な風習 四、鹿島踊り(根府川)

(前略)

踊りは、勇壮な鹿島立ちを祝する群舞であつて、壮重な太鼓の音に合はせて鉦が反撥し、浦衣姿の青年の雄々しい律動が続けられる。その目的は江の浦、根府川、米神、石橋の四部落に依(つ)て、多少の差異がある。大体前記の他に、五穀豊穰、海上の安全、村内安泰、悪疫払い等の目的で行はれているようである。踊りの構成、役柄の軽重等も、四部落夫々いくらかの差異があるが、大体三役が三人、太鼓一人、鉦二人、唄上げが五乃至十数人、警護の人、それに踊手として、青年その他男子の有志等で、踊る形式は大体、警護四人が、四隅に建ち、太鼓、唄、鉦、他の者全体が踊るわけである。三役は、一人が黄金子杓、一人が三ヶ月形(飯盛杓子状)、一人が摺りこぎ様の棒を、何れも垂直に持(つ)て音頭をとる。此の三役の持ち物は、何れも長さ一米位で柄に、赤、黄、青三色の横條が入っている。太鼓は、直径十糎の大きさの太鼓を水平に目頭に支え、鉦は三脚のついた十糎位の大きさのもので、布を当てゝ音の工夫を施してあるのを片掌にのせ、撞木を一方に持ち、やゝ腰を落して構える。この姿勢からも、この踊り全般の精神がうかがえるようである。太鼓は、目の高さに水平に保ち、それをサツとひるがえして斜に構えると、間髪を入れず撥(発)が鼓面を打つ。と、又ひるがえつて元の位置にかえり、これが継続されていく。鉦の方は重い物を支える様に、重々しい姿で撞木を合はせる。それは、太鼓の様に重い物は軽く扱い、それと反対に鉦の様に、小さく軽い物は、まるで重い物を取扱うように慎重にす

ると言う精神を意味するもので、鹿島立ちに際して、大敵、又はどんな困難にぶつかつても怖れず、反対に、小敵、又は楽境の時も油断をするなど言う気持を現わしている。音頭は三役がとり、それにつれて太鼓と鉦を中心にして、雄々しい群舞が始まる。三役は、持ち物を直立させたまゝ舞い、唄を唄上げ、其の他全員は、右手に団羽（江の浦では扇子）を、左手に八十糶位の棒を、肩にかつぎながら、唄に合はせてリズムカルに踊る。唄が終る頃に三役は、黄金子杓を頂点にして、三角形を描く位置に立つのである。その頃から終りまで、太鼓と鉦は、その位置にあり、全員は、正面に向きこゝで全部終るのである。（後略）

1 石橋

千早降る、神々様の、いさみなれば、

みろく踊りのめでたや。

まことやら、石橋濱へ、

みろく御船がついたとやら。

ともえには、伊勢と春日の、

中は鹿島のおん社。

天竺は近い、なく女郎、

たたらふむか、あの聞える。

そのたたらは、二つとふみ候。

たたら、たたらと、あとやつに踏む。

鹿島では、稚児が踊る。

護摩堂では、護摩をたく。

十七が、澤へ降りて、

黄金ひしゃくで、水を汲む。
水くめば、袖ぬれる、
たすきかけさせ、十七が。

鎌倉の御所のお庭で、

十三お姫が、しゃくする。

酒より、肴より、

十三お姫が、目についた。

目につかば、つれてござれよ、

お江戸、品川の辺までも。

天竺の、雲の間で、

十三お姫が米をとぐ。

その米は、二とまき候。

日本つづきと米をまく。

（日本つづきでは、意味通ぜず。御縁つづきが真か）

2 米神

誠やら、鹿島の浦に、

みろく御船が、ついたとき。

ともえには、伊勢と春日の御社。

中は、鹿島で 稚児踊り。

護摩堂では、護摩をたく。

其の護摩を何とたく。

日本御祈禱の御護摩とたく。

十七が、澤に下りて、黄金ひしゃくで水を汲む、

水くめば、袖がぬれる。

鎌倉の御所の前で、十三小姫が酌をする。
酒より、肴より、十三小姫が目につかば、
つれてござれよ、江戸品川の果てまでも。

天竺は、誓がじようか。

あいがじようか。

たゝらたゝらと、八つふめば、

あんどん、けいこう、やあ其たゝら。

3 根府川

誠やら、鹿島の浦に、

みろくお船が、ついたやら。

ともえには、伊勢と春日の、

中は鹿島の御社。

天竺の雲のあいだから、

十作姫が米を蒔く。

其の米は何と蒔き候、

御縁續きの（御縁つなぎの）米を蒔く。

十七が、澤に下りて、

黄金びしやくで水をくむ。

水くめば、袖ぬれ候。

たすきかけさせ、あいの十七。

鹿島では、稚児が躍る、

御萬燈（護摩堂）では、護摩をたく。

其の護摩を、何とたき候、

日本御祈禱の、護摩をたく。

天竺は、誓が上下、たゝらふむが聞ゆ。

其のたゝらを、何とふみ候、

たゝらたゝらと、やつふむ、おへや。

4 江の浦

まことやら、鹿島の浦に、

みろく御舟が、ついたとやら。

ともえには、伊勢と、春日の、

中は、鹿島の、御社。

鹿島では、稚児が、おどる。

ごまん堂では、護摩をたく、

その護摩を、何とたきそろ。

日本つゝきの護摩をたく、

天竺は、ちかいな女郎、

たゝらたゝら、あれたたら、あれ

ふもがえあれきこゆ。

そのたゝらを、何とたきそろ、

たたらくあらたゝら、あとやつにふむ。

天竺の雲のあいから、

十三小姫が、米をまく。

十七が、澤におりて、

黄金びしやくで、水をくむ。

水くめば、袖がぬれる、

たすき、かけさせあいな十七。

鎌倉の御所の、御庭で

十三お姫が、酌をする。

酒より、肴よりも、

十三小姫が、目につく。

目につけば、つれてごぢやれよ、

お江戸、品川、あの果てまでも。

右の歌詞中「鎌倉御所云々」の一連は、歌詞といふ、内容的な面といふ、とうていほかの部分とは軌を一にしていなくて、ところを見ると江戸時代以後にんつて唱え加へられたものではあるまいか。

(出典…加藤恭兄編 一九五二『片浦村誌』神奈川県足柄下郡片浦村)

3 資料二―二―二 江之浦青年団と鹿島踊

現在の青年団の組織は片浦村が合併してからの事であるが、以前は若い衆と云ひ男子十五才になると若い衆の仲間入りした。云うなれば昔の元服であり加入すると大人の資格を認められたから長男二男を問わず家にいるものは仲間入りを希望した。若い衆に仲間入りする時は今でも、その「しきたり」があるが保証人一名が必要とされ、加入者が悪事を行ったときは保証人がその責を負う制度であったので加入者と保証人とは親子の親しみが今よりよほど深かった。

青年会の名称のできる迄の若い衆の教育に付き特筆するなれば、先ず礼儀を正しくした。年長者に出合えば何人にも朝夕のあいさつをして頭を下げ

た。其の次は階級差であった。始めて、若い衆に加入した者を小若い衆又は一番組と呼び、次に加入者があると一階級上つて二番組を呼び、其の上は、三番組と呼んだが、それ以上は上司と呼び階級による権力の格差の激しさは、軍隊同様絶対服従であり、特に一番組に対しては嚴重で一人でも態度の悪いものが見つかる、その友達全部を神社に集めて正座のまゝ仕置されたのであったが誰にも放置であった。

大正の初期迄このような習慣は続いた。大正の初期より青年会と名称も変わり合宿制度が始まったのであるが、合宿する家がないので寺の本堂の位置間を借りて合宿した。(中略)

大正十三年九月一日関東の大震災により、江之浦部落が潰滅的被害をうけ、なにごとにも会合する家さえなかった。そこで青年会員は先ず部落の復興には青年会場を建設することが急務であることを認識し、大正十三年一月より準備にかかり太田家宅の元屋敷が空地であったのでその土地を借用し、おだわらより船便にて材料を運び上げ、苦難の実を結ばせ大正十三年二月二十七日青年会場完成を喜び、江之浦復興第一号の落成式を行った。(中略)

今でも氏神の祭典には、青年団員の鹿島踊りが人気を集めているが、以前若い衆と呼ばれた当時の方が気力がある、鹿島踊りの練習にも上司が見張り嚴重に指導した。今日の踊りは自然に形が変つて来ていると云われている。今では青年団員も少ないため、鹿島踊りは保存会により継承しているが、昔からの伝統であるので、今後も保存できようか関心事である。

(出典…高橋大次郎 一九八五『江之浦部落史』私家版)

4 資料二―二―三 片浦の鹿島踊り（一部抜粋）

一、片浦地区の鹿島踊り

片浦地区の鹿島踊りは其地区の守神、石橋は子之神社、米神は正八幡神社、根府川は寺山神社、江之浦は大美和神社を中心に石材、林業、漁業の安全として今日の蜜柑の豊作と長い長い歴史の中で住民の生活に解けこんで、村内安泰、五穀豊穡を祈り踊られてきました。明治年間以後は各地区の氏神のお祭にすべての願事を祈願しておどられてまいりましたが、それ以前は石材を海上輸送する、鹿島立ち『後に外に旅立つ事を鹿島立ちと言う』黒潮おどる暖流にのって来るかつ魚、板子一枚安全を祈る鹿島潮、村外に悪病神を退散させる送り鹿島踊り、と其の時其の時によって村の長老の相談によって出の鹿島【鹿島立ち】送り鹿島【悪病神村外退散】納めの鹿島【願事成就】当に踊られてまいりました。明治時代になってもコレラ、チフスの流行の時、での鹿島を踊って悪病神を地区外に退散させたと古老が言って居ったことからしてどうかがあると思われまます。現在ではお祭が始まり神輿が神社を出る鹿島踊り浜辺の鹿島踊り道中で鉦太鼓をたたく送り鹿島、最後に神社で踊る鹿島、昔とは変わって居ても出の鹿島、送り鹿島、納の鹿島、昔の方式がうかがえます。

一、片浦地区の鹿島踊りの概要

鹿島踊りは青年男子を主体とした若者の踊りであり、従って昔は若衆組が組織され、若衆組への加入札として義務的に参加し、踊ってまいりました【鹿島踊りと石材と若衆組の制度については別冊で詳しく出版いたしてあります】加入一、二年は小若衆となって周り踊り歌は下の句、三、四年目有一段出世して中踊り歌は上の句、五、六年目又一段出世して、役がつけられる

太鼓、鉦、三役【石橋では黄金柄杓、太陽、月。米神では黄金柄杓、おたま、すりこぎ。根府川では黄金柄杓しゃもじ、すりこぎ。江之浦では黄金柄杓、軍扇と二役となっておりますが、軍扇を見ますと裏表月形日形になっておるようです。以上それぞれの役が与えられ練習を重ねて一人前の鹿島を踊れる若者となりこれらの村のしきたりを乗越えた人が歌上げと言われ踊りとは別に歌だけを助演する役になるのです。

一、鹿島踊りの構成

鹿島踊りは二十二ヶ所、地区それぞれの特色を生かした踊りであります特に幕末から明治、大正、昭和と文明開化の時代になってかか、医療の発達に神に対する信仰のあり方もちがってまいりました。お祭りを楽しく見せる催の鹿島踊りに変わってまいり、いかにして見物の人に面白く見せるかの踊りとなって参りました。片浦地区の鹿島踊りも四地区それぞれに特色のある、見所のある踊りであるが、今回は四地区の踊りではなく鹿島踊り本来の基本構成を書いてみました。（出典…内田一正 二〇〇〇『人生八十年の歩み』私家版）

5 資料二―二―四 「お祭り」

祭りは七月十五日と決めてあるので、一か月以上前より鹿島踊との練習を、当時の蔵王神社境内で夜になるとやった。二番三番組の先輩は小若い衆信心に一生懸命教え、又、二、三番組は太鼓や鐘かねの稽古にはげむ。当日がちかくなると歌上げの大先輩にお願いして本仕上に努力する。

俺の若い頃は、歌上げには決まって太田勝治、高橋大次郎、朝倉崑右エ門、高橋一郎、宮崎平三郎さん等がすばらしい声で若衆の声に合わせて歌って

た。世が代り代が変わって今は若手が引継いでやってくれている。

少子化の時を迎え、又農家でも農は年寄りにまかせ、若い物^(モノ)は革靴を履き、背広を着て勤めに出る様になる。常日頃、畑にいる若者も少なく、火事の時など心配である。どうせ過去の消防団が協力はするだろうが。

したがって、祭りが来るに鹿島おどりのおどり手がいなくなり、時の自治会長をやっていたので、やむなく小学校の子供をお願いした。女の子も結構と言う事で、子供入れての鹿島踊りが今日まで続いている。

(出典：森本岩吉 二〇〇九『昭和初期より江之浦周辺の今昔 道中便』私家版)

6 資料二―二五 「鹿島踊の現状」

現在小田原市の片浦地区四部落で行われている鹿島踊は、何れも氏神の祭礼のときに奉納されるもので、従って実施の日が違い、形式、歌詞にも多少の違いがある。

鹿島踊りの踊り手はどここの部落でも青年が中心で、それに聖人者が援助に加わる形をとっており、女子は一切加わらない。青年団に加入したものが殆んど義務的にこの踊の構成メンバーとなるので、一人前の男子となつて、部落社会に一個の生活権を持つようになる加入札のようなものであるから、後継者には困らない現状である。

以上のうち根府川鹿島踊が最も形態がよく整い、伝承も正しいので神奈川県無形文化財に指定を受けている。

○神奈川県無形文化財指定。根府川九五の一寺山神社の鹿島踊。昭和四六年三月三〇日

○神奈川県無形民俗文化財に指定換。同上のもの 昭和五一年一〇月一九日根府川鹿島踊は指定以前から注目され、特に昭和三九年静岡市を会場として開催された関東ブロック民俗芸能退会に神奈川県代表として出演して非常に好評を博した。その以前は当社の鹿島踊は浴衣がけで踊っていたが、この大会の時、県市の出資によって全員の白張り浄衣と烏帽子を新調して古式に復したのである。指定とともに地元にも根府川寺山神社鹿島踊保存会が結成され、小田原市及び各地の依頼を受けて度々出演し、県でも昭和44年以後、神奈川県民俗芸能保存会ができ、毎年大会が行われるので、それにも数回出演しているので、近時その優れた芸能が広く知られるようになったのである。

所在	奉納氏神と祭神	祭礼日	内容
小田原市石橋	子の神社 木花咲耶姫命	五月四日 五日	五行五列の正形を基本としているが、歴史が新しいので形態が不整備である。衣裳は浴衣がけ。
小田原市米神	八幡神社。 天津児屋根命	五月十四日 十五日	太鼓一鉦二黄金柄杓一鏡一すなわち一歌上げ五人から十人制限なし。衣裳浴衣、祭礼万灯を中心にして踊るのはここだけである。
小田原根府川	寺山神社。 建御雷命	七月十四日 十五日	太鼓一鉦二黄金柄杓一日・月各一歌上げ五人から十人、警固四踊人制限なし。衣裳は白丁の浄衣。形態が最もととのっている。
小田原市江の浦	蔵王神社。 大物主命、少彦名命	七月十四日 十五日	太鼓一鉦二黄金柄杓一日・月各一歌上げ四、五人、警備四踊人は三十人位、衣裳は浴衣。

(出典：『小田原文化誌』)

7 資料二―三一―一 石橋歌詞譜

(1) 表 うたあげ用

一、まことくをやくらあくなえくいくし

ばあくしくほくまとく、とく

二、をへやんくともくへえくにいくわあなえ◎

せくとをくかあすうかくあはん、のをく

三、天くじいくうくわあなえくちいえくか

かあえをくなあじよをくほん、じよをく

四、をへやあんく共うくいらあくな◎

にくとくふうくみ そをくほん、そをく

五、かあくしいくまあえでえくいわあくなえく

ちいくご、ごをくがあくをどをり、そをくほん

そをく

六、をへやんく其ごくえまあくわあなへ◎

にいくとをれたあくきいそくほん、うをく

七、十く七ちいくがあなえくさあえわ

えくをりいてえくへん、てえく

八、をへやくんく水くずうくくまあくばあな◎

でくがあぬうくれえるうをくほん、そをく

九、かあまあくくうくらあくのをなへくごくしょう

しょうくのをくにいくわくでへん、でく

十、をへやんく酒くよをりいくもをなえ◎

かあくなくよくりくもをくほん、のほく

十一、めにいくつうくかあくばなへくつうくれ

れえくてえくごをざれえへん、れく

十二、天んくじいくうくのをなえくくうてくも

もうのをくあくいでえくへん、でえく

十三、をへやんくそをくえくよいわくなあ◎

にいくとをくまあ、くきいくそをほん、ほく

(2) 裏

一、ンオくらくミローエく、オククオーエ オーフウネ

エガーツウ、ウクイ、イ(ヤ) エエタエー

二、ソラナカーエ、アーラーカーエ、カーシーマエ、

アーノヤーア、あくマハン(ヤ) オータエート

三、ソラタマーエ、アーラーカエ、カーケーサエ

アノシヤーアあくクーフン(ヤ) オースル

- 四、ソラタマーエ、アーラーカーエ、カーアサエ
 アーノシヤーアアククーフン(ヤ) オースル
- 五、ソーラーゴマーエ、アーンゴエ ドーデーエ
 アノーメーエエクニート(ヤ) ニーイシク
- 六、ソラーニーホーエ、ホーンオエ ゴーキートエ
 アノヨーオ、オクメーヘン(ヤ) オータエル
- 七、ソラーゴーガーエ、アクネーシエ シイシヤク
 アノーオク、オクオホン(ヤ) オースル
- 八、ソラナカーエ、アーラフエ フームグエ
 アノーヤーア、アクマハン(ヤ) ニーフム
- 九、ソーラー十エ、ウーサーコーエ、コーヒメ
 アノー十ウ、ウククイ、ソー(ヤ)、ウーシテ
- 十、ソラタスエ、ウーキカエ、カーケーサエ
 ウデミーイ、イクズーウ(ヤ) オークム
- 十一、ソラ十エ、ウサコーエ コーヒメ
 アノーナウ、ウクイ、イ(ヤ) ウーシチ、

- 十二、ソラオーエ、エードーシエ シーナノエ
 アノーハーア、アクテーエン(ヤ) ハーエアデ

- 十三、ソラニホーエ、ホーンツエツツク、
 ニトヨーオ、オクメネン(ヤ) オーマエク

(出典：手書き・一九七〇年ごろ使用)

8 小田原市の鹿島踊関係資料リスト

(1) 図書資料

- 稲子脩二 一九八六「寺山神社の鹿島踊り」『かながわの民俗芸能』四八
- 内田一正 二〇〇〇『人生八十年の歩み・内田一正』内田昭光(私家版)
- 小田原市郷土文化館編 一九七九「小田原の主な年中行事」『小田原市郷土文化館研究報告』一五
- 小田原祭禮研究会編 二〇〇四『小田原の祭りー人と心と夢からのメッセージー』株式会社アルファ
- 小田原市文化団体連絡協議会編 一九七六『小田原文化誌』小田原市文化団体連絡協議会
- 加藤恭兄編 一九五一『片浦村誌』片浦村
- 神奈川県教育庁社会教育部文化財保護課 一九七一『相模湾漁撈習俗調査報告書』神奈川県教育委員会
- 神奈川県民俗芸能保存協会 一九七一「新指定無形文化財 2 寺山神社の鹿島踊」『かながわの民俗芸能』四
- 鈴木康仁(代表編者)編 一九八二『地震と戦争の記録 ふるさと米神』米神自治会、米神公民館

高橋大次郎 一九八五『江之浦部落史』（私家版）

中村亮雄 一九七四「感ずるままに」『かながわの民俗芸能』一一

西海賢二 二〇一四『城下町の民俗的世界―小田原の暮らしと民俗―』岩田書院

西角井正大 一九七四「第十回神奈川県民俗芸能大会乾燥記」『かながわの

民俗芸能』一一

西角井正大 一九七七「ふるさとぐるみの民俗芸能大会」『かながわの民俗

芸能』二〇

浜田和政 一九九五「小田原地方の神社祭祀について（調査報告）」『小田原

市郷土文化館研究報告』三一

浜田和政 一九九九「根府川の民俗芸能「鹿島踊り」と「福おどり」につい

て」『小田原市郷土文化館研究報告』三五

星野紘 一九七四「第十回神奈川県民俗芸能大会を見て」『かながわの民俗

芸能』一一

本田安次 一九七七「第13回神奈川県民俗芸能大会の感想」『かながわの民

俗芸能』二〇

森本岩吉 二〇〇九『昭和初期より 江之浦周辺の今昔 道中便』大和印刷

株式会社

吉川祐子 一九八八「相模湾西海岸の鹿島踊―その諸相と宗教的機能―」『静

岡県史研究』四

（2）公演プログラム

神奈川県・神奈川県教育委員会・神奈川県民俗芸能保存協会 一九六六『第

6回神奈川県民俗芸能大会プログラム』

神奈川県・神奈川県教育委員会・神奈川県民俗芸能保存協会 一九七六『第

13回神奈川県民俗芸能大会プログラム』

（3）行政文書

（神奈川県教育委員会文化遺産課所蔵） 一九八七「昭和62年度 文化財巡

回調査報告書」『文化財巡回調査報告書 綴』

（神奈川県教育委員会文化遺産課所蔵） 一九八九「平成元年度文化財巡回

調査報告書」『文化財調査報告書 綴』

第四節 根府川の『青年会合宿舍日記帳』

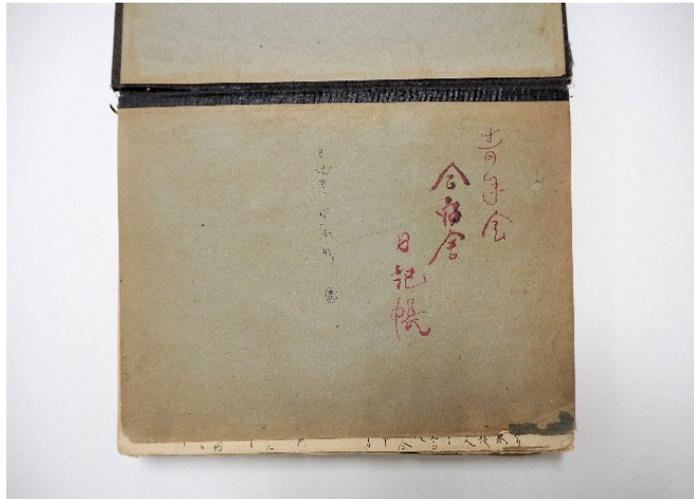


写真5-4-1 昭和二年の中表紙（小澤撮影 2018年）

根府川には、かつての日々の出来事を記した『青年会合宿舍日記帳』が四冊残されている。それぞれの期間は、昭和二（一九二七）年三月三日

から昭和四年四月二五日、昭和一一（一九三六）年四月一日から昭和一三年一月八日、昭和一七（一九四二）年七月六日から昭和一九年一二月二五日、昭和二六（一九五一）年三月一日から昭和二八年七月一三日である。保管している男性（昭和一〇年生まれ）

によれば、この四冊以外の日記帳や関係資料は、青年会館を半分解体した昭和五〇年代ごろにほとんど処分してしまったということ、大変貴重な資料である。

この四冊中において、鹿島踊に関連する箇所を抜粋した全文は付属データとして掲載した。紙幅の都合上、本節ではその中でもかつての鹿島踊や当日に向けての準備の様子などがわかる箇所のみ抜粋した。なお、体裁に関しては付属のPDFデータ版に掲載のものが原文のままである。

1 昭和二年

六月廿五日 土曜日 曇晴 起床五時

（前略）祭の総集会をも兼ねて開いた 諒暗中でもありして遠慮すべきでもあり又世間の不況に鑑みて酒肴と云ふ事は一切止めにして（後略）

七月十四日 木曜日 晴天 起床四時半

今日は祭典のよみやである（中略）晝休みに山で臨時総会を開き 祭りの事に付き協議した 先日の総会で祭典は十五日の当日に限り 決算及役員の改選すすま志 酒宴は一切廃すると云ふ事になってゐたか村の方や中老の方の様子を見るに 酒も出し相当酒宴もやるやうなので会としても之と共に歩調を合わせて十五日に午前決算し午後御みきとして酒宴を開く事に決した所か山から下ってみれば寺山様には御輿か出てゐるし夜中老より十五日におさめの鹿嶋を踊ってもらいたいとの申込があったけれ共 山で決めた通り諒暗中でもあるしすべてをつゝしむと云ふ事で

それは出来ぬと返答をしたが再三の申込みにどうする事も出来ず遂に又総会を開くやうになった 夜の十二時頃開会し先ず鹿嶋を踊るかどうかと云ふ事を協議した 所かさつ急の事でもあるし 山で決めた様な訳でとても支度か間にあわぬと云ふので止める方か良いと云ふ人が多かつたが中老士より昔からの御流でお宮に鹿嶋をが出れば 必ず鹿嶋をやらなければならぬ様になつてゐるので是非曲げても御願ひするといふのでそれではやらうと決めたそれで明日に集会時間は午前十一時より決算し終え次第酒宴をしそれから鹿嶋を踊るやうになつて二時散会会場の者は鹿嶋の支度をする（後略）

2 昭和三年

六月二十六日 火曜日 雨 起床五時四十分

(前略) 今晚 七時半頃より講話会及祭乃總集會可あつ多(中略)

尚本年は 村乃状態尔依りて居祭りとす事 十四日可寄宮(マヤ) 十五日可當日
・ ・ ・ ・ ・ 十六日可勘定日と決し多(中略) 反物を見尔行久事尔し多 明
晚より二名 品名並尔植段を調べ尔行久やうし多 其れで閉會 十一時(後
略)

六月二十七日 水曜日 雨 起床八時二十分

(前略) 今晚 小田原尔国松 金十郎乃二名行久 合宿舎は実尔小勢で 鹿島
乃事尔付いて雑談尔夜を更可し多 他村乃鹿島を非常尔排評し多 合宿舎内
も漸次尔祭気分無つて来多 終列車尔て歸つて来多 見本を二三反持つて
来多可此れと思ふ奴無可つ多為又明晚二名行久事尔して良久品を銀味志て注
文する様(後略)

六月二十八日 木曜日 曇り 起床七時四十分

(前略) 今晚金十郎・■五郎乃二名小田原尔行久 見本を持つて来多 中尔
一反良い乃可有り 其れを 非常尔評議し多可大体は其れ尔き満る模様であ
る(後略)

六月二十九日 金曜日 雨 起床八時二十分

(前略) 今晚 小田原尔丑明 ■五郎乃二名行久 而して坂妻之乱闘之若と
云ふ乃を八九呉服店より持つて来て大体其れ尔決す模様である 価は二円乃
定価を・ ・ ・ ・ ・ 漸久一円八十五銭尔し多 尚帯は⑨より持知来て其れ尔

決す様である 今晚會員は割尔多かつ多 明晚歳上乃者中老尔鹿島初めを頼
み尔行久事尔奈つ多 歳上之者一名は特別會員を訪問し揃乃事を願ふ事尔奈
る(後略)

七月一日 日曜日 曇り後雨 起床五時二十分

(前略) 村中總出・ ・ ・ ・ ・ 今晚より鹿島初める 老は幾人も来て久れ奈
かった

(中略) 今晚支部長並に福支部長来りて揃之事尔付いて非常尔反對説を唱へ
た可特別會員半二郎さん 愛造さん等 種 ■ 太等来りて色々協議乃結果
支部長も遂尔我をおして此ふ云ふ事尔決つた 支部長福支部長は大反對で
あるが會員一同賛成志て居れば此れもやむを多ぬと結曲反對説ではある可
愛い會員之為矢表尔立つと云ふ事を言明志多 終へ多のが十時半 其れよ
り反物あつらへ尔付いて人名をつぶさ尔あら多めた(後略)

七月二日 月曜日 曇天 起床六時半

(前略) 今晚相変らず鹿島をやる 尚今晚小田原尔橋本已藏さん尔 惣
■さんの二名行久 揃乃あつらひ尔・ ・ ・ ・ ・ 七時で行つて ■
・ ・ ・ ・ ・ 終列車尔て歸つて来た 今晚鹿島は早久切り上げた(中略) 中
老も祭之總出をする様では大分鼻鼻意気可荒い様だ 青年会も鼻可あいて志
満ふであろう 就床十一時

七月六日 金曜日 晴 起床五時

(前略) 一時頃より 歳上之者例年尔依つて歸つて祭乃仕度をする 今晚例
尔依りて天皇さん乃祭乃為鹿島をおどる 実尔猛烈尔暴れた 其れより宮庭

尔来て又鹿島をおどる・・・ 就床十二時五十分

七月十日 火曜日 晴 起床四時半

(前略) 今晚 マンド乃事尔付いて非常尔合宿舍内はもめた 其乃決尔依つて二名小田原尔鶴亀屋尔相場をきゝに行久 就床十二時

七月十一日 水曜日 晴 起床四時五十分

(前略) 今晚又マンド乃件尔付いて種々お宮さんで議志多 鹿島は十一時頃終り 就床十二時二十分

七月十二日 木曜日 晴 起床六時十分

(前略) 今晚鹿島は六時五十分頃より初めた 今晚小田原鶴亀屋尔花マンドを取り尔行久や否やで非常尔議志たが明晩行久事尔成り 鹿島十一時二十分頃終へた 就床——十二時五十分

尚今晚お宮尔で總會を開きマンド七月十三日をふらせて戴久様尔中老氏を中(マ)介尔村之議員尔打ち出志多 再いくく頼んだ可通過せず遂スい尔四時半頃迄一すいもせず尔 つめ可けて居た 尚今晚小田原にマンド取り尔五六名行久途中雨之為小衆運輸を頼んでトラックで行った 一時頃着いて一時広枝宮本

■吉さん乃宅尔とかつぎこみ村と乃交證を持った 而し前書いた通り四時半尔成つても通過せぬ為中尔入り志中老氏を氣乃毒尔思ひ中老氏と手を切り其れと同時にマンドを持ち来りてお宮乃けい内尔於て打ちこわ志てしまったやけ久そ乃餘り其れ尔火をたきつけて灰尔志てしまった 村乃衆は唯 呆然と志て居た 會員もこわすと同時にお宮尔引き上げた 而し無念乃思顔を皆して居る 中尔も通俗會員は自分乃勞苦を思ひ名ごりおしさふる見 火乃上

可るを 奈可めて居た(後略)

七月十三日 金曜日 好天氣 起床奈し

本日は今朝乃無念乃腹可ある為口もろ久尔聞か奈かつた(中略) や可て八時半頃より中老氏来りて豫定通り 鹿島を従前通り舞つて此之祭典を無事尔おさめてほしい 村之議員さん達は今さら自分之職せきををはちておりますれば此処乃所是非まげて今迄之事は水尔流して何卒鹿島を舞つて戴き多い 此之中老乃顔を立てゝ戴き多いとくれぐれも頭を下げ多可青年会は絶對尔鹿島はおどれませんとあ久迄強固尔出て とほくく二時頃迄議し多可決せず 遂スい尔一時保留として又明晩朝やる事尔決し會員一同皆合宿舍尔寝る(後略)

七月十四日 土曜日 晴天 起床四時半

(前略) 又議した可餘り尔熱心尔中老氏可中尔立つて下さる為 其之顔を少志は立て奈ければ成らぬと支部長福支部長乃願之為 さしも乃意志之健個であつ多通常會員もおれて鹿島をおさめ之為お宮さんで一回多けおどる事尔決してさしもゝめた事件も此処尔一段落つげ多 今日イは小田原尔買物買イ尔七名乾事二名で云つた 村ではい久ら鹿島を舞ふと云つても奈んと成久一寸引き立ゝず祭氣分は割り尔志奈い 就床十時半

七月十五日 日曜日 晴 起床六時十分

今朝は例年奈らば猛烈尔ねる多可本年は其れも成久いと靜可多 村では■々本日尔至りて初めて祭典氣分尔成つた 午前九時頃より酒はどしく松本酒店より来る 本日は集合時間十一時半であつた 支部長福支部長等之あいさつありて・・・ 酒宴と成り ■吉さん 種吉 ■太郎さんの三名猛烈尔呑

み又其れル連りて合宿舎員も猛烈ル呑んだ 三時少し前頃より久り多しお宮尔と向った実尔其之道中はただ中老氣取りで左内扇(ウチ)ルてチンくく節を唄ひ乍そろくくとあるいて行つた 道中別尔變つた事も成久お宮尔と入る尚本日は子供之御興(ウツ)可村並尔青年中老之りよう解を得て猛烈尔練つた 丁度青年可入ると同時尔御興も續ひて入り無事尔お宮尔と入る 其れより鹿島可いとも壯嚴舞ひ収められた 此れ尔てさしもみ尔もんだ祭典もつゝ可成久終つた其れより神薙(シラ)乃二幕程やつて其れより芝居をやつ多 今晚十二時半頃芝居も無事終へ多 就床一時半

3 昭和二十一年

六月十九日 金曜日 天候 雨 起床六時

(前略) 夜吉濱青年會より役員二名来て本年度祭典の鹿島踊を又教しえて来れる様申込んで来た早速役員會を開いた結果否支部長が急用あり来る事出来ず二十五日の定例の講話會ながら祭典の總集會前迄に評批會を開いて折依つて報告する事になつた 又合宿舎にては比評會を開久 本年の祭典に附いての件大体本年度に置いては合宿舎としては大勢の予論に準ずる事になつたや大祭の準備する事に決定した

六月二十日 土曜日 雨 曇 晴れたり曇つたりの天気

評議員會議 議案

一、吉浜青年會に鹿島踊りを教える件 本年を以て三年目になるに未だ充分に出来ないと云ふ理由を考えて見るに吉浜青年會は二十五才となれば退会する為前に練習した者が踊らぬ為新しい人が出来ない事に欠かんが有ると思ふので吉浜青年會としても此の桌に一考をしてもらふ事に良く話したのか良

いと云ふ事で明日支部長か電話を以て吉浜の役員に当方に出向いてくる様に通じる事にした、思ふに新規の人を毎年教える事になると将来幾年も續く事になる様ではこまる事でも有るので出来るものをより良教えて之等を指導の立場になる様にした方が将来の為に良いと云ふ事になつた 十時半 閉會

六月二十一日 日曜日 天候雨 晴 起床六時

(前略) 又吉浜より過日申し込んで来た本年度に置ける鹿島踊の件に附いて早速役員會を開いてどうした風に■■教えるものか毎年の様に全會員に教えるものか其れとも新しいものにか今迄練習したものに尚鮮し久教えるものか吉浜の方の本年意向を聴いた結果昨年迄教はつた者だけに尚良久教しえてもらひたいとの事に當會としても毎年く繰返しくわざぐ教え直しに行久わけにわゆかづいづれにしる又二十五日の總會に掛けて皆によ久想談した上教えると言ふ事になつたら根府川で始める前迄も行久事とし以後二十五日の總會の結果報告する事になり一先づ切り上げた 就寝十一時半

六月二十四日 水曜日 天候 曇 起床四時半

(前略) 本年度の祭は大祭か小祭かの件に附いては不影氣財(マツ)生困難な立場にある役員としての事からか大体の意見が小祭と決つたらしい 就寝十一時

六月二十五日 木曜日 天候 晴 起床四時半

(前略) 昨年より祭典方法として大祭を打つか打たぬかと言ふ事に附いては村内當局者各團體代表者の集合に依り決定すると言ふ事になつた に依つて青年會よりは支部長が出席なし其の會に昨晚参加した事により會に置いては村の意向としては一昨年と一昨昨年と二年續けて祭典を打ちつてをり又本

年度は祭典番ではない其れよりも昨年の蜜柑の不作財生の困難に置いて何人から大祭を打てべきか絶對的に維祭と決定したとの事を支部長が一般會員に報告なし 青年會は村の意向に準ずると言ふ事であり其れに置いて支部長よりはが非でも村にしたがひ温順に折れて維祭と青年會に置いて決めてもらひたいとの事にて特別會員通常會員の協議する 然し村内當局者各團體代表者が何如に申せど其の身になつて見て誰が六月の二十五日頃から大祭をやるなぞと言へべきか誰れに於ても必ず維祭と決めるを吾等から見れば當然と思へる依つて大體の村内に置ける己人の意見を聴いて見るに又老年の神社に置く手入れ作業などを見るに大祭をやるうとは言はないが各人の感情はすでに其處に行つて居る様に思へると又 祭典に着る揃えが一昨年吉浜より鹿島踊りを教しえてもらつた礼として下れた物であり早三年間になり二年間の月日を待つて下さる顧問さんに一枚も吾等の力によつて着せる事の出来ないと言ふ事は残念な事である通常會員は何處迄も大祭にして來れる様願つたが何にしる村内の意向が維祭に昨晚の代表者幹部の意向が大世の予論である 青年會として大祭を打ちたいのは山々だが氣良く折れてもらひ是非維祭にとの特別會員始め役員の願ひに無理にも通す事出来ず 決果 維祭と言ふ事に決まり通常會員の意見も空し久消えた 其れが決まり續き七日目の経費の件本年の鹿島始めの件と協議する 七日の経費は一般の會員の證知を得て例年通りの経費で行ふ事になった 鹿島に附いては又通常會員則より本年は新し久入會した者二名に又新し久役附久者が四名もある關係上是非一日から始めらせてもらひたいとの意見であつたが通らず 維祭に置いて餘り久から神社にて練習する事は良くない事として七日迄會場で習ひ七日より神社に移り本各に練習する事となり解決した 又話しは変り吉浜青年會で鹿島踊りを教しえてもらひたいとの件に付きどうすべきか會員に協議をかけた所昨年迄教し

えて居りしつかりした事が出来ない 踊つて居る内に解からなくなつてしまひ思案に困る状態ですからは非教しえてもらひたいと申し込んで来て居る者を渡りかけた橋上によすと云ふ事出来ず 又一般の決議から當青年會で練習始める一日頃迄教える事になつた 早速 明二十六日より教しえるのであるが大體向ふの様子がどんなであるか 明日は役員と特に踊りに置いて秘用な役目の者二名計六人にて出席教える事になると同事様子を見て来て續ぎの日から三分隊位わけて一日交對に行ふ事に決つた(後略)

六月二十六日 金曜日 天候 晴 起床四時半

(前略) 吉浜の鹿島踊りの指導に役員外二名八時の汽車で教しえに行き十一時頃タクシーで歸て來大體向ふの様子を調べて來た決果明日から教しえに行く者の番組を發俵なす(後略)

六月二十七日 日 土曜日 天候曇 起床四時半

(前略) 夜吉浜に二晩目の者六名八時の汽車で教しえに行く(後略)

六月二十八日 日曜日 天候雨 起床五時半

(前略) 吉浜に今日は二日目の番が教しえに行ふ(後略)

六月二十九日 月曜日 天候 曇 起床四時半

(前略) 三分班の鹿島踊を教しえに行ふ(後略)

六月三十日 火曜日 天候曇雨 起床五時

(前略) 今年の新し久上にぬけた者四名に鹿島踊りの役付けである 一般か

ら見て想當(ついで)なした体質の者 又摘人(つま)者なる様な者を舎長顧問の指令により付けられた (後略)

七月二日 木曜日 天候雨 起床六時

(前略) 午后より副支部長理事が遊びに来て鹿島太鼓を調べもう少こしで破れさうになつて居り二三打つとだめであるからどうせ尚(ま)すなら七日の祭り前迄に尚してしまをうと乃事から理事廣井金十郎幹事内田鉄雄二名を持って前修善(マ)した菊屋に尚しに行久事になり早速行つて来た (中略) 鹿島二日目の晩である皆最初の太鼓の入らなかつたのをはり合ひなさそうだつたが出来て来て早速使えたので揃■一生懸命だつた 就寝十一時

七月六日 月曜日 天候 雨 起床五時五十分

(前略) 新上衆 (シンウエノシ) は朝から黄金ビシヤヤ ヘグシの紙を切つた (後略)

4 昭和一二年

五月六日 木曜日 天候 晴 起床五時

今晚役員會議開かる 協議事項は眞鶴の社司より鹿嶋踊りの文句をほしいとの手紙が来たので それをやるかどうかの事で有つた 結果 何の差支へもなからうから早速やる事に決する 就寝十時

六月廿五日 金曜日 天候 晴 起床五時

今晚講話會乍ら祭典の總會が開かれる (中略)

1. 今年の祭典者 大祭するか子祭にするかと支部長が案を出すと通常會員

は即刻大祭りして頂きたいと申し立てる 顧問さんも特別會員側も めもる事もなくもう已に村の雰囲氣がそこに有るからと言ふので 何なく大祭する事に決定し後日の村の議員會に支部長に會員の總意を主張頂きたいと言ふ事に決定す

2. 祭典の順序方法はの案に対し通常會員は 十三日宵宮拾四日のお浜下り 十五日のお宮入り 拾六日の午前中ハチハライ午後より決算報告を訴へる之に対し特別會員は拾六日のはちはらいは今迄餘り例もないし今■何で奈つ■に 十五日にしると 反対す 結局通常會員が折れて それでは御宮入りを少し早くしてもらつて十五日にはちはらいをする事に決した

3. 次に拾参日の宵宮に対して支部長が大祭りでも十四日の宵宮が折々有つた それ故に議員會の参考にその十三日に宵宮をすと言ふ意向を伺ひたいと申し述べると通常會員は 村で 拾参日にセングウ祭が行われるそして十四日に宵宮にすると一旦こゝで 祭典がされる様奈感がするでどうせ大祭ならば拾参から華々しくやりたい氣持故に是非拾参に願ひする事を申し上げた 結局村で拾四日したら 青年會もそれに従ふ事にしてこの問題は終つた

4. 鹿嶋始めは拾参 七月一日から始める事に決定す (中略)

7. 通常會員より マンドウの事をまかせてもらいたいと言へば皆それを認めてくれ何の理由も奈く 通常會員が引き受ける事に決す

8. そろいの事について通常會員が 之も一切をまかせて頂きたいと申し立てると 役員並び特別會員が未だ祭典の大小と言ふ事は決定したものは奈いからそれは未だまかせせる事は出来ないが 大祭と決定した時には 責任をもつてやつてもらいたいとの事で決まり 之からまんどウの出る時には そろいをこしらへてさしつかへない事に決めて置く (後略)

六月廿六日 土曜日 天候 晴 起床五時二十分

何處へ行つても 誰に會つても祭典の話しでもちきつている 今迄に奈い大祭りが かもし出されそうだ 人通りのさわぎでは奈い(中略) 尚まんどろを出してしらべたりしていた 就寝一時半

六月廿七日 日曜日 天候 曇り 起床五時拾五分

(前略) 小田原へそろいとまんどろの話し會ひに行く 就寝十二時

六月廿八日 月曜日 天候 雨 起床六時

(前略) 會場ではそろいを出して又あれだこれだをやっている 結局八九のばん傘の反物に決定した 幹事二名 小田原へうちはの■子をし奈をしに行く 広井崑■ ■ ■ ■ ■ 内田六郎の三人がそろいを■しに行く 尚六時の汽車で郵便局から見へ保険をもつて行く まんどろのぬりかへに灯提屋(ママ)を連れてくる まア大体の事は決まった 就寝十一時半

六月廿九日 火曜日 天候 雨くもり 起床五時半

今晚マンドロを⑥の自動車を頼んで小田原へもつていった 幹事二名と矢子純輔 杉本傳造とあいた外の者は皆行つてしまった そろいも ついでに■し又きめてくる(後略)

七月六日 火曜日 天候 晴曇 起床四時半

珍らしく七ヶ日乃宵宮に天候だった晝間蛙子の下刈りをし三時頃には終わった 新上士は午後山を下つて鹿嶋踊りの飾り付希■ ■ ■ ■ ■する(中略)

雑題 支部長が青年會乃總意は拾參日宵宮で 拾四日のお浜りおり拾五日の

お宮入り つゞいてハチハライ乃積りで有つたが村との關係上(村では氏神

様のせんぐう式が拾參に有り■神樂芝居が有る) ■(それらが終つてから宵宮の■も困難奈事であるしする事であるから 宵宮を奈くして拾四日におはまおりをし拾五日に一日中ねつてお宮入りをし拾六日乃午前中ハチハライをしそれより勘定日とした 之に皆賛成をする(中略)

酒宴(中略)拾■時半頃 鹿嶋うちこみの答礼によつて鹿しまを打ちこむ(答礼は年寄連から二度 青年會から二度だった)(後略)

七月七日 水曜日 天候晴 起床六時半

(前略) 夜は鹿嶋おどりをやら奈いと言つてやら奈い積りでいたが支部長が来て七ヶ日に休んだ事はないと言ふので八時頃おくり出して 特別會員や通常會員をふれて一通りやつてしまった 直 小若士にまんどろのふり方を中老が教へた 就寝十一時

七月拾日 土曜日 晴 五時十分すぎ

(前略) たいこを一つ買つてくる 村で集會が有つたので鹿嶋踊りも餘りふるは奈かった

七月拾貳日 月曜日 晴

本日會場の前にアーチを作つたり神風号を作つたり藁人形大砲等を作つて祭典のかざり付けをする こん奈大じかけ奈祭典は恐らく二度と見られ奈いで有ろう 全く美と大仕掛けそのもので有つた(後略)

七月拾參日 火曜日 曇 五時

午前中鹿島おどりの道具を作る 村ではせぐうしきのふるまいが有った(午前十時より) 十二時頃■くれの目■■でまんどろをとりに行く ついでに買物もしてくる まんどろは思ったより立派に出来ていた 酒匂でくみたて、もつて来て一晩組合の作業倉にしまっておく 村で芝居をやっていた■■まんどろの組立は波を今迄のより大きくして四本とした ぼたんの花は二十四五本でそれについた花が赤紫赤白のまじり■二色で数は六十近く有った(後略)

七月拾四日 水曜日 雨 四時半

(前略) 雑題に入る前に 年寄連から答礼が来た 鹿嶋始めを一時頃にして貰ひたいと思いますから何分お願申しますとの事だった 理事が中老に答礼に行く(中略) 酒宴の最中年寄連から答礼が来る 中老から三度 酒宴もたけ奈わになって一時半頃中老より鹿嶋打ちこみの使ひが来て鹿嶋を打ちこむあいにくの雨の為セツカク装飾した萬燈もだい奈しにこはれてしまった四時半頃お濱おりもすんですぐに通常会員達はへぐしや三役の道具のかざりつを特別会員は萬燈の■■秀に二三の合宿■の頭と役員一名が 酒匂に徹夜で花をこしらへに行く(五時五十四分で行き 七時五分で帰る) ぼたんば奈を式拾だし花の紙だ希を買ってくる それより處女會を頼んで通常会員總出で作る 残った者は 大雨の為まんどろを見はりに行く(後略)

七月拾五日 木曜日 天候 雨くもり 起床五時

(前略) 酒宴に移る前に中老から答礼が来た 酒宴も大分酔がまわってくる頃 十二時一時すぎた頃鹿嶋始めの答礼が来てかしまを打ちこむ お釋加様からねり登って来た仲々(ママ)しつかりした年寄連の輿には青年もたへずおされ気

味で有った 六時頃入り終つてめだたく總代の萬才三唱と共に本年度の大祭をつ、が奈く終了する事が出来た それより万燈を青年の宿迄おくり中老氏の挨拶が終り再び中老氏を宿迄送り届け支部長の御礼の挨拶に終った(後略)

5 昭和一七年

七月六日 天候 晴 起床六時

(前略) 五時頃まで鹿島の道具をつくる(後略)

七月十四日 天候 晴 起床五時

今日は晝前祭りの買出しに行く 午後から鹿島の動具をつくる夜は八時■り夜宮祭を初る(後略)

七月十五日 天候 晴 起床六時

(前略) 通常会員より会員が少ないので部長以下羽織をぬく事にしてもらう鹿嶋も無事にすみ八拂いに行く 就寝十一時

6 昭和一八年

六月二十五日 晴 起床五時

(前略) 事項(祭典總會)

一・祭典實施方法 居祭と決定

一・鹿嶋踊りの日時 七日よりと決定(後略)

七月六日 曇 起床五時

(前略)

一・ 通常会員より鹿島踊りの人員少なき為審議員に羽織をぬいでもらいたいとの意を承諾す 酒宴に移り 十時鹿島を打ち込む

七月十三日 晴 起床四時三十分

(前略) 夜鹿島踊りを一度そろへて 定期の祭典豫算總會を開く(後略)

七月十四日 晴 起床五時 本日寺山神社夜宮祭りなり

(前略) 通常団員よりお宮に於いて鹿島を踊る時には審議員に羽織を脱いでもらいたいの話あり承諾す 本日は祭典中 次第書に依り酒宴に移る鹿島踊り打ち込み十時なり 此に夜宮祭りは皆元氣■衆の中に無事終了せり

七月十五日 晴後雨 起床五時三十分

寺山神社祭典の當日なり 朝三人江の浦に集らひに行く 御礼として事ム所へ酒一升を持つて行く 午前中に仕度をす 集合時間十二時三十分子供御輿が容易に出ず次第書に依り一時間余遅れる(中略) 鹿島打込み四時三時四十分なり 終了後八払ひに歩く 途中で雨に会ひ 折角の化粧も半ばはげ ほうくの体にて歸る 夜組合二階にて芝居あり

7 昭和一九年

六月二十五日 曇り 起床五時

(前略) 總會事項

一・ 祭典實施方法 時局から村の大勢に基き行ふ

一・ 鹿島始め 七日より始める事とす 七日迄合宿舎内で非公式に練■すべく決定せり(後略)

七月十四日 晴 起床五時

寺山神社 夜宮祭り(中略) 小若衆は祭典の支度集合八時(中略) 鹿島打込み十時 時節がら思ふ様なノミ物喰ひ物もなかったが元氣にたのしく終了せり 夜宮祭り 就床十二時

七月十五日

祭典當日なり(中略) 少員の為め役員にもハオリをぬいでもらつて鹿島八拂を行つてもらふ事となる 酒宴 酒も少々なりしが面白くゆかいに行へたり 鹿島打込み四時終つて八拂ヒ 案内早くまわり終つたり 神社境内にて芝居あり 就床十一時

8 昭和二六年

六月二十五日 月 曇後雨 起床六時

(前略)

四・ 祭典に関する件

一・ 報告 六月二十二日 部落祭典委員会があり左の事を決定せり

イ・ 御輿は出す事になる ロ・ 余興を行う事になる

二・ 協議

イ・ 屋台の件 出す事に決定せり

ロ・ 八拂の件 之を行うと決定 団長各自の協力を乞う

ハ・ 予算の件 細部は次会にし酒に関しては役員に一任となる

ニ・ 祭典会員の件 例年通りと決定会費は一人三百円と決定

ホ・ 浴衣の件 部落は本年度浴衣を揃へようとの空氣があり

団としても此の機を利用し浴衣を作る事に決定せり

之に關し團として幾等かの補助をする事に決る

三、合宿舍申出(イ) 本年度役付 宮本均 三役内定

本年度 上の句 六名 下の句 五名

(ロ) 七月二日午後八時三十分より鹿島練習始め願ひあり

右二項 一同承認し之を決定せり

一、鹿島練習終了時間は十時三十分と内定す

二、本年度うちは購入五十本と決る

以上 終了十一時三十分 就床十二時

七月十四日 土 雨 起床六時

祭典夜宮祭 午前七時集合 五時頃準備を完了し午後七時集合午後八時より

夜宮祭儀式を行う(中略)

鹿 鹿島踊は降雨の中大いに青年の氣勢を挙げて行く

島 然し揃は村の意向に従ひ新調は着用せず今迄の者を着用した

打 十二時四十分

就床二時

込

七月十五日 日 雨 起床六時

午前七時三十分集合 準備をなし 十一時三十分より祭典總會を行う

報告

一、当日行事延期の件 部落合同委員會に於て雨の為本日は祭典当日として

の行事を一切中止する事に意見の一致をみ 之を決定せり

一、明日の行事は天候に依り又委員會の決定に従ひ行う事になる(後略)

七月十六日 月 雨後晴 起床 六時

昨日が延びた祭典當日なり 午前七時集合準備にかゝり 十一時より当日の

儀式を行う 式次第昨日通り 雑題に入り 団長より本日は御濱降りは無く

なつた旨報告有り 終つて酒宴に移る 気づかれた天候もやうやく回復し

晴門が見へ初めた 鹿島打込 十二時

本日の鹿島踊り四回(内一宅前、中老宿(農業会)前 納め五時半頃 当日

の行事を此處に目出度く終了した 屋台、大興、中興、少興 大いに振い、又、

揃いが一段の色を添へた 夜下の倉庫に於て芝居を行う 就床十二時三十分

9 昭和二十七年

六月二十四日 火 曇後雨 起床五時十分

午後九時より役員会開催す

協議 一、祭典運営方法 男女合併才一回の祭典の為改革すべき事項に付き

検討せり 女子全面的参加、夜宮鹿島打込は九時 其他は例年通りの事(後略)

六月二十五日 水 曇 起床五時十分

(前略) 祭典運営方法の検討に移る

一、従来の答礼を廃止し三者(青中老)の代表に依り圓滑なる運営を行う事

に意見の一致をみる

一、女子は料理、屋台、程度の参加を以て他は従来通りとする(後略)

七月十三日 日 曇 起床五時三十分

(前略) 協議

イ、夜宮 鹿島打込時間 九時三十分

に打込む事に決定す

ロ、祭典運営方法 女子との關係に就いて

一・女子は夜宮に資■か有ったら幻燈を行う

二・農協のスピーカーを利用し村民の慰安を行う(レコード)

いづれも夜宮当日は料理屋台の協力を以て祭典總會には出席せず運営は従前通りと決定す(中略) 祭典当日は御輿(大)か出ないので出の鹿島は打たずすぐ屋台を出す事に決る 終了十二時 就床十二時十分

七月十四日 月 曇俄雨あり 起床六時

午前七時集合 祭典の準備を行う 午後四時半頃準備終了し解散 夜宮總會 午後七時より開催す(中略)

協議 当日鹿島おどり回数(三回(会場前、出、収メ)となる 八時半より酒宴に移る 明日屋台責任者は団長に決る 明日集合午前七時と決す 鹿島打込(宿前) 九時四十分 鹿島終了後再び酒宴を開き十一時閉会す 閉会后二次会に移る 就床十二時 夜宮に於て女子は神社境内にて幻燈を行った

七月十五日 火 曇俄雨あり 起床六時

祭典当日 午前七時集合準備をなす 九時十五分より祭典總會開催す 団長 副団長の挨拶あり

報告 本日鹿島三回(宿前、出、収め) 屋台 十時に出す予定入りは芝居の 関係上四時―四時半の門(マ)にする 明日八拂八時頃より行う事にする 合宿舎 団員明日集合午前七時半と決る 酒宴に移り 鹿島打込(宿前) 十時三十分 出の鹿島(神社) ■■■を■■屋台を出す 途中晝食午後一時集合 屋台入 れ四時十分 収め鹿島打込四時三十分 解散五時十分 懸念された天候も 我々の意気で保つ 就床十二時 めでたく祭典当日を終了す

10 昭和二八年

六月十七日 晴 水 起床五時

役員会 開始九時

一・祭典の件 一万円祭典費用の使用法 提灯三十五個(山車用) 購入と決定 太鼓一ヶ(鹿島打込用)(後略)

六月二十五日 晴後曇 木 起床五時

定期總會 開始九時

一・祭典の件 部落の会合内容を団長より発表有り

1. 大祭とす(輿は出す事とす 検査の結果は後日報告

2. 揃衣は新調せず 手拭を遣る

3. 余キョウ 細部は部落、中、青 三者の会合により決定とす(中略)

一・山車ダシの件 本年の例年通り出す事とす

一・予算の件 役員一任とす

一・鹿島踊の件 合宿舎長よりの発表

1. 鹿島踊の練習 七月二日 午後八時より

2. 役付け 三役 岩本博明

太鼓 広井通保

上の句 鈴木賢策、広井竜男、山室眞一郎、岩本耕作

3. 八拂 合宿舎員を主体とし退舎された方に協力を願ふ

(中略) 一・鹿島用太鼓一ヶ購入の件 四千九百円程度 購入と決定(後略)

第五節 神奈川県鹿島踊関係文献資料一覧

足柄上郡教育会編 一九七二『足柄上郡誌・足柄下郡史』名著出版

石井一躬 二〇一三「鹿島踊り」『マイウェイ』公益財団法人浜銀産業文化

振興財団

大藤時彦 一九六一「神奈川県鹿島の民俗概説」『神奈川県鹿島の歴史…県史講座要

録（県下の民俗編上）』六 神奈川県立図書館

小野康夫 一九七五「かながわの夏祭り」『神奈川県文化』二四三 神奈川県

立図書館

神奈川県企画調査部県史編集室編 一九七七『神奈川県史 各論編5 民

俗』神奈川県企画調査部県史編集室

神奈川県教育庁文化財保護課編 一九七一『かながわの民俗芸能案内』神奈

川県教育委員会

神奈川県教育庁指導部文化財保護課編 一九七一『相模湾漁撈習俗調査報告

書』神奈川県教育委員会

神奈川県教育庁社会教育部文化財保護課 一九七三『神奈川県文化財図鑑

無形文化財・民俗資料篇…別冊 神奈川県鹿島の民俗芸能 曲目解説・楽譜』

神奈川県教育委員会

神奈川県教育庁文化財保護課編 一九七六『神奈川県鹿島の民俗芸能案内（昭和

五一年）』神奈川県教育庁文化財保護課

神奈川県教育庁文化財保護課編 一九八三『ふるさとの文化財 三（民俗文

化財編）』神奈川県教育庁文化財保護課編

神奈川県新聞調査センター編 一九九一『神奈川県子ども伝承文化発掘・収集報

告書―祭り・民俗芸能・伝統行事1…祭り・民俗芸能・伝統行事（一九九〇

年度）』神奈川県立青少年センター児童文化課

神奈川県立図書館編 一九六三『神奈川県鹿島の歴史（県下の民俗編 下）』神

奈川県立図書館

神奈川県立博物館編 一九八〇『県西部の民俗 I―足柄下郡湯河原町・真鶴

町』神奈川県立博物館

相模民俗学会 一九一四「座談会 神奈川県鹿島の民俗を語る」『民俗』一〇〇

静岡県教育委員会文化財保護課編 二〇一一『東伊豆地方の鹿島踊（静岡県

文化財調査報告書 第六二集）』静岡県教育委員会

永田衡吉 一九五四「無形文化財集録」『神奈川県文化財調査報告』二一

文化財協会

永田衡吉 一九五四「神奈川県鹿島の無形文化財総覧」『神奈川県文化財調査報

告』二一 文化財協会

永田衡吉 一九六六『神奈川県鹿島民俗芸能誌』神奈川県教育委員会

永田衡吉 一九六七『神奈川県鹿島民俗芸能誌 続編』神奈川県教育委員会

永田衡吉 一九六八『神奈川県鹿島民俗芸能誌』錦正社

永田衡吉 一九七三『神奈川県文化財図鑑（無形文化財・民俗資料篇）』神

奈川県教育委員会

永田衡吉 一九七七『かながわの祭と芸能』神奈川県合同出版

永田衡吉 一九八二『神奈川県鹿島民俗芸能誌 民謡編』錦正社

永田衡吉 一九八七『神奈川県鹿島民俗芸能誌 増補改訂版』錦正社

日本地名研究所編 一九八五『神奈川県下漁村地区民俗と地名調査報告書

（1）』日本地名研究所

日本地名研究所編 一九八六『神奈川県下漁村地区民俗と地名調査報告書

（2）』日本地名研究所

平井大海編 一九六七『足柄下郡神社誌』貴船神社々務所

全日本郷土芸能協会作成 二〇一四『鹿島みろく』調査報告書』文化庁文

化財部伝統文化課

本田安次 一九六三「神奈川県 of 芸能」『民俗』五一

本田安次 一九七二『鹿島踊』公演をみて』『かながわの民俗芸能』八

文芸委員会編 一九一四『俚謡集』国定教科書協同販売所

吉川祐子 一九八八「相模湾西海岸の鹿島踊―その諸相と宗教的機能―」『静

岡県史研究』四

(神奈川県教育委員会文化遺産課所蔵) 一九七四『鹿島踊公演 昭和

四十七年八月二日』

第六節 古写真紹介

1 神奈川県教育委員会所蔵
(1) 吉浜







(2) 鍛冶屋



(3) 根府川





(5)
米神

(4)
真鶴



2 調査地提供

(1) 米神 廣石計典さん提供



(2) 鍛冶屋 柏木隆一さん提供



3 神奈川県立図書館所蔵

※資料名「湯河原の鹿島踊」

※本節で掲載されている写真は、
県立図書館の掲載許可を得た。

